

企業の農業参入マニュアルのご利用にあたって

農業の新たな担い手確保と地域農業の活性化を図るため、島根県では平成14年度から企業の農業参入に取り組んでおり、当社は企業参入促進センターとして情報提供や参入相談等を行っています。

これまでの参入相談の中で、” 農業は分かりにくい ”、” 関係する制度等が複雑 ” というような意見が多く寄せられ、企業の方が参入を決断されるためには、関係する情報を整理してお伝えする必要性が高いことが分かりました。

このマニュアルは、これらの点について企業の方のご利用を前提として作成しました。農業を経営発展のための一つの選択肢としてお考えの経営者の方にとって、参入の際の手助けになればと期待しています。

農業は農畜産物の生産だけでなく、加工や販売、さらには農村環境の活用や消費者交流まで幅広い分野があり、また、県内には多様な素材や特徴のある地域があります。企業経営者の方には、これまでの企業活動で蓄積されたノウハウを、ぜひ農業という舞台で活用され、地域活性化の起爆剤となっていただくよう願っています。

農業参入までの手順と支援体制

1

第1章(9p~42p)

農業の理解

- ・ 農業の魅力
- ・ 農業の役割、特殊性
- ・ 作目と収益性、リスク
- ・ 島根県の農業
- ・ 参入形態と許認可等

2

第2章(43p~58p)

参入の検討
(Ⅱ 事業計画作成)

- ・ 作目、生産方法
- ・ 地域、土地
- ・ 市場、流通
- ・ 人材確保、技術の習得
- ・ 資金計画、利益計画

支援体制

相談

島根県農林水産部
農業経営課

支援施策

農業法人

一般法人

3

第3章(59p~65p)

参入の決定、準備

- ・ 諸届出、手続
- ・ 法人の設立
- ・ 関連制度
- ・ 生産技術の相談

Go

農業生産の開始



各農林振興センター
隠岐支庁農林局

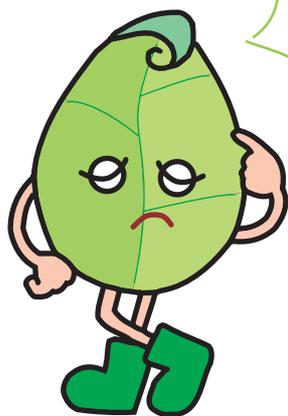
強い農業づくり交付金

農業参入意向企業調査研究支援事業

企業参入促進整備事業

企業参入促進資金

「農業参入」発想のポイント



どうやって売る？
何を作る？
何処で作る？

個人の資産

得意分野、人脈
資格・・・

企業の資産

資材置き場
倉庫
機械、車輛
取引先・・・

社会的、経済的環境

老齡化、安全、貿易
景気・・・

生活に欠くこと
「食」と



「夢」・「興味」から 調査・事業計画へ

気候・土質

日照、気温、立地
水、土・・・

夢・興味

食品、自然、生活、
環境・・・

地域の取り組み

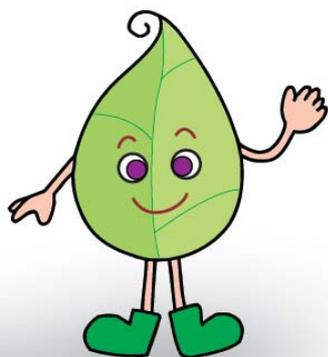
伝統作物、まちおこし、
・・・

聞く 調べる

主婦、消費者、
学生、新聞、大学

のできない

「農業」



第 1 章

農業の理解

- | | |
|--------------------------|----|
| 1. 農業の魅力 | 10 |
| 2. 農業の役割、特殊性（地域の中での農業生産） | 13 |
| 3. 産業としての農業 | 17 |
| 4. 島根県農業の現状と将来 | 25 |
| 5. 参入の心構え | 31 |
| 6. 参入形態と許認可等 | 36 |

第 2 章

参入の検討（事業計画の作成）

- | | |
|---------------|----|
| 1. 検討段階での留意事項 | 44 |
| 2. 事業計画の作成 | 53 |





第3章

参入決定後の留意事項

- | | |
|-----------------|----|
| 1. 参入時の留意事項 | 60 |
| 2. 参入後、営農時の留意事項 | 63 |

参考資料集

- | | |
|------------------|----|
| . 支援策・補助事業・資金制度等 | 68 |
| . 作目別経営収支試算例 | 86 |
| . 農地法 | 90 |

参入事例

92





第1章

農業の理解

1 . 農業の魅力	10
2 . 農業の役割、特殊性（地域の中での農業生産）	13
3 . 産業としての農業	17
4 . 島根県農業の現状と将来	25
5 . 参入の心構え	31
6 . 参入形態と許認可等	36

第1章 農業の理解

1. 農業の魅力

農業は儲からない？

現場の農家の方からよく「農業は儲からない」という意見を耳にします。また、それを裏付けるように、近年は農家の数や農業産出額の減少が続いています。

そうしたなかで、島根県では農地の荒廃が進みつつあり、またその先には集落崩壊まで懸念されている状況です。

以前の農業は、生産は農家、流通は農協や卸売市場というようにそれぞれの役割分担が明確にされていました。また、農産物の安定供給と生産者の経済安定を図るために、生産費を補うような生産物の価格補償制度や輸入制限措置を導入してきました。

この結果、消費の低迷や農産物の輸入自由化が行われているような環境で勝ち残る競争力を持つ農家が育ちにくかったようです。つまり「経営」という概念の導入が、されにくかったと言えるのではないのでしょうか。

企業経営ノウハウでチャレンジ

しかし近年は農家が農業生産に留まらず直接販売を行うことや、生産した農産物の加工を行うなど、農産物に付加価値をつける取り組みが各地で行われ、またインターネットを通じたPRや消費者との交流を行っている事例がみられるようになってきました。

このように、経営者の創意工夫や知恵次第で「魅力ある農業」の実現が可能であり、他産業に負けない収益性をあげている経営もみられるようになりました。

また、近年の食品表示偽装事件やBSEの発生などを通じて、消費者の農産物に対する安全性、安心志向は高まっており、価格が少々割高であっても安全性の高いものに対しては購買の意向は強いなど、農業への追い風が吹いている状況にあります。

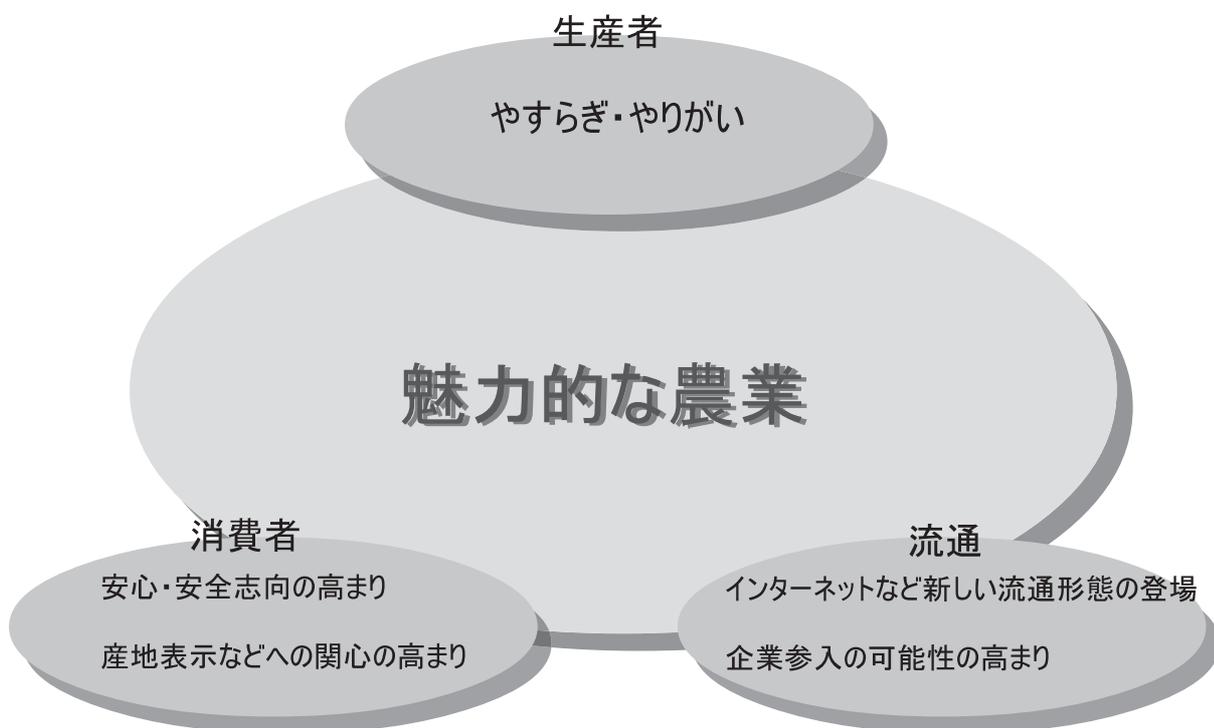
生活を支える重要な産業

わたしたち農業生産者でない者は、食料の多くを八百屋やスーパーマーケット等で購入しています。そして、多くの農畜産物は海外から輸入され、その割合はどんどん大きくなっています。

しかし、それで良いと思っている人は少ないのではないのでしょうか。なぜなら、食料は人間の生存に必要不可欠なものであり、まず第一に国内で安定的に生産されることが重要であるからです。第二に安心して食べることができる必要があります。

農業はそうした人々の生活を支えるという気概をもって取り組むのに相応しいやりがいのある仕事です。

また、経済発展した日本においても農村や農業生産の光景は人々の心に原風景として強く根付いているのではないのでしょうか。自然や地域風土との深いかかわりを持つ農業に従事すれば独特のやすらぎを得ることができるでしょう。



消費者のニーズに応えて

近頃は食の供給者である農業に対して、従来とは異なる農業の在り方を求める声が聞こえてきます。安全な食生活を送りたい人々は、農産物パッケージの表示内容に以前より注意を払うようになってきました。

誰が作ったのかを知りたいといった消費者の要求から、産地直送や直売所での購入が増加しており、さらにはどのように作られ、どういった流通経路でどういった業者が介在していたのかまで明らかにする「トレーサビリティシステム」の導入も提唱されはじめています。

もしこれから農業を始めるのなら、他の産業と同様に経営に必要な研究を怠りなくつづけてください。そして、これからの農業は生産技術の向上、新品種の導入といったことに加えて、販売方法など商品性を高める工夫をつづける必要があります。

過渡期の産業だからこそ魅力があります

ここまで述べてきたように、今農業は産業としての過渡期を迎えています。農業は決して楽な産業ではありませんが、過渡期であるからこそ企業マインドをもった新規参入者にとっては、やりがいのある条件が整っていると言えるでしょう。

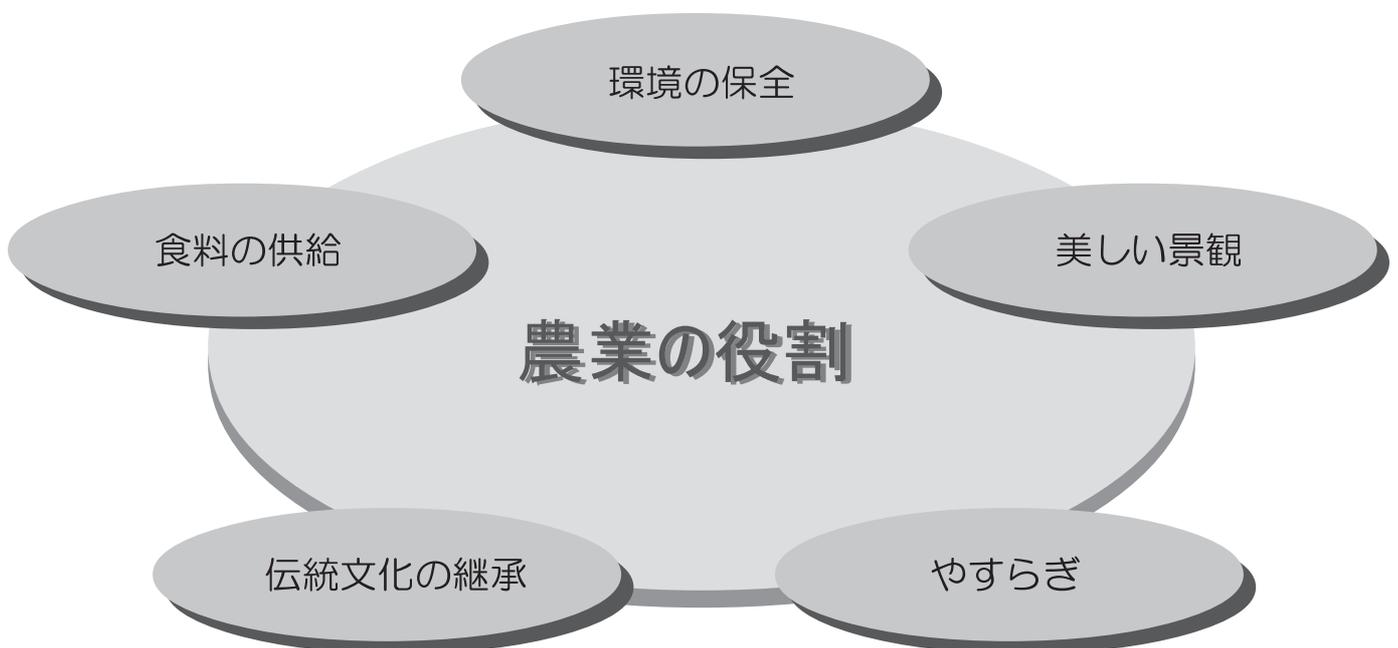
2. 農業の役割、特殊性（地域の中での農業生産）—

農業の役割

農業・農村は、わたしたちの生活に欠くことのできない食料を供給し、国土・環境の保全を通じて経済的外部効果、公益的機能、文化的役割、社会的意義など多種多様な機能や役割を果たしています。

農村には多様な生物が生息し、地域固有の農村景観や、歴史と伝統に根差した地域の文化が継承され、緑と潤いに満ちた生活・余暇空間を提供しています。

そして、その価値を、特に中山間地域では、中山間地域等直接支払制度（★1）を活用して保全しようとする取り組みも行われています。



★1：中山間地域等直接支払制度
農業者等が集落協定などを締結し、それに基づき農業生産活動等を継続した場合に、平地との生産条件の格差を補てんする制度。

農業の役割

食料の供給地

農業・農村は私達が生きていく上で欠かせない食料を供給しています。新鮮で安全な食べ物を供給することが農業の重要な役割です。

しかし、日本は食料の多くを輸入し、食料自給率は供給熱量ベースで40%と主要先進国の中で最低の水準となっています（ 2 ）。

経済的外部効果

農業は、直接的な農業生産だけでなく農業関連産業の市場形成に大きく貢献しています。また、国内の農業産出額は平成14年で8.9兆円（農林水産省「全国推計統計表」による）ですが、小売業・飲食業等市場規模の大きな他産業と密接なつながりがあります。

公益的機能

水源かん養機能

かん漑期に貯留される水の一部は地下深くに浸透することから、水源かん養に寄与します。特に水田は、貯水能力においても非常に大きな容量を持っており、その貯水量はダム機能にも匹敵し、重要な役割を果たしていることとなります。

大気浄化機能

農作物は、森林と同じく炭酸ガスを吸収し酸素を供給する植物として重要な役割を果たしています。

防災機能

水田は、大雨時に土砂が下流域に流れ出すことを防ぐ機能や、雨を一時的にためてこれを徐々に排水することで、いわばダムの役割を果たす機能を持っています。

また、水田に限らず農地に作物を栽培すれば、雨水などの流れをゆるめて、土砂の流出や侵食を抑え、土砂崩れを防ぎます。

2 世界の自給率 2001年現在の諸外国の自給率を示すと次のようになります。

国名 かりへゝ自給率（％）

フランス	122
アメリカ	121
ドイツ	99
イギリス	61
スイス	55
韓国	49
日本	40

出所：農林水産省資料より作成。

文化的機能

祭りなどの年中行事や民謡、料理といった農村が誇る伝統文化は、農耕や農作物と密接な関係があり、農業・農村の維持はそれらを継承することにつながります。また、棚田など景観そのものが文化財と認定されている事例もあります。

社会的意義

農村は、近年では都市との交流が盛んになり、グリーン・ツーリズムなど農業や農村の生活・文化等の実体験を行う良好な余暇活動の場となっています。地域振興にも農業・農村は中心的な役割を果たしています。

人々は、緑豊かな自然にふれるとやすらぎを感じ、疲れが回復するような気分になります。それは自然の持つ「保健休養機能」と呼ばれる機能なのです。

自然循環機能

生物は、太陽エネルギーや水・空気等を取り込んで、自然の循環過程の中で自らを再生します。農業生産活動は土・水・緑といった自然環境を構成する資源を形成・保全すると同時に、こうした資源を持続的に循環利用することを可能にしています。

具体的には、田畑に棲むたくさんの微生物が有機質廃棄物(生ゴミ等)を分解し肥料として還元してくれます。また、水田は水分の蒸発により周囲の気温を低下させ、特に夏期においては周辺地域の気候を緩和させます。

農業の特殊性

農業は地域社会とのつながりや自然の影響など、周辺環境とのかかわりが他の産業にくらべてより強いといえるでしょう。農業へ参入する前に、それらの特徴を十分理解しておく必要があります。

生産と地域社会が密接している農業

農村環境や農業生産の基盤維持には地域全体の共同作業が必要な場合があります。例えば道路・水路維持管理などです。

農業は自然の力を利用した生産を行います。そのため直接自然の恵みを受けやすい屋外で生産することが多く、周囲へ大きな影響を及ぼすこともありますので十分留意する必要があります。

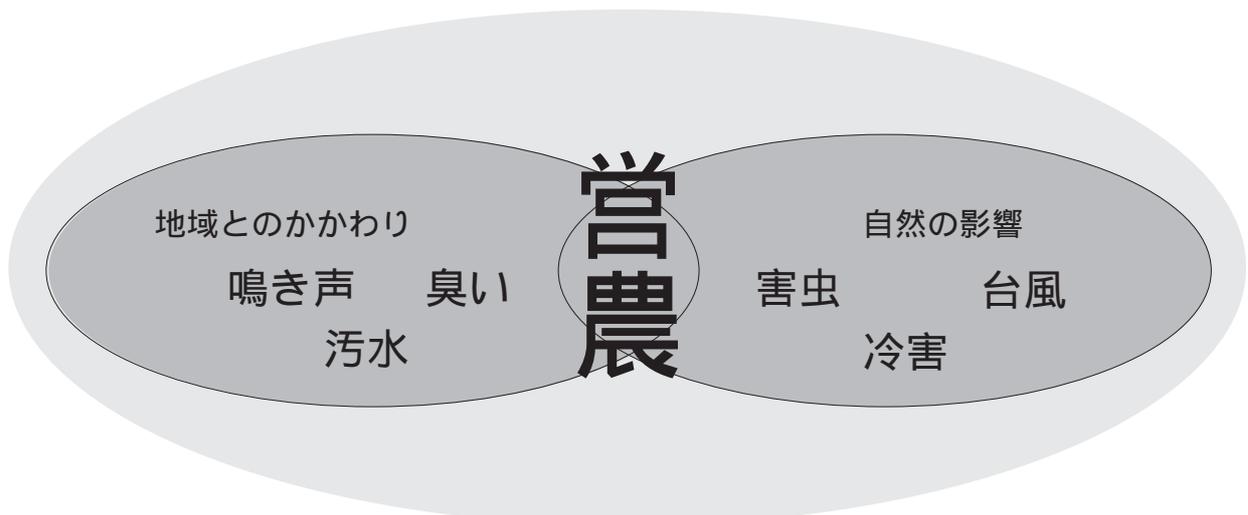
よって、参入に際しては収益のみに目を向けるのではなく、地域との十分な調整を図ることも必要です。

気象に左右される農業

露地栽培を中心とする農業経営は、気象など自然条件の影響を大きく受けます。野菜など多くの作目は栽培できる時期が決まっています。多くの生産者はなるべく一年を通して、作業量が一定になるように作付計画等を工夫しますが、気象が農業に影響を与えるのは宿命です。

このことは経営を難しくする要因でもあります。作業量や収入を得る時期が安定していないということは、従業員の生活が不安定となる可能性が高いからです。また、季節従業員の雇用の確保も課題となります。

そのため、季節要因や災害などによる不安定要素を避け、いかに経営を安定させるかという、工夫が大切になります。



 3. 産業としての農業

有機栽培、加工・・・高付加価値化で魅力ある産業へ

農業は、自然条件に左右されやすく、決まった数の物が必ずできあがるという性質の産業ではありません。

一方、工業は自然条件の影響を受けることがほとんどなく、決まった数の物が必ずできあがります。

また、農業は「桃栗3年柿8年」と言われるように、投資をしてもすぐに結果が出ないことが多くあります。

こういった農業のハンディを克服するため、肥料や防除技術の向上あるいは施設化というように生産技術の改良を行ってきました。この結果以前に比べるとかなり計画的な生産ができるようになっていきます。

これからの農業はただ単に農畜産物を生産するだけでなく、生産物を加工したり、有機栽培を行ってJAS法の認証を受けるなどして、高付加価値化する動きも多くなることが予想されます。

また一方、農業生産は生産単位が小さい場合が多く、生産コストを抑えることが難しい面があり、共同化による生産規模拡大といった工夫での対処も行われてきました。今後はさらに、法人化による信用力向上等により規模拡大を図り、安定生産を目指す経営が増えてくると考えられます。

さらに今後は、農畜産物の生産（1次産業）・加工（2次産業）・販売（3次産業）を総合的に行う6次産業化が重要であるといわれており、消費者との交流をも加えた幅広い視点が必要となります。

事例に学ぶ

ここでは、農業の法人経営の事例を紹介していきます。

事例1 規模拡大と労働環境の改善

農事組合法人松永牧場

当法人は昭和48年に公社営畜産基地建設事業の導入を機に設立されました。法人設立当初の構成員は代表理事、その両親、家畜出資者2戸、土地出資者1戸の計5戸6名でした。その後、代表理事の弟が加わりました。

法人化するまでは、代表理事の父が乳オス肥育を昭和52年に467頭飼養していましたが、その後、規模拡大を図り、62年に1,001頭、平成15年に3,900頭にまで増頭しました。

法人化後に、経営は次のような変化を遂げています。

1. 繁殖・保育・肥育の一貫体制を実現した。
2. 人工受精牛F1やF1から次代受精牛F1クロスを生み育てる「一産取り肥育」を行い、肉質が向上した。
3. 飼料係、肥育係など分業制にし、専門化と責任体制を明確化した。
4. ふん尿の堆肥化に当たり、機械を導入して作業の効率化した。
5. 労働時間や福利厚生が充実した。
6. 社員全員が社会保険に加入した。
7. 給与体系は農協に準拠した。

このように、事業の効率化と規模拡大を図りながら、同時に従業員の生活の安定と労働環境の改善を行い、近代的な経営感覚で労務管理と雇用管理を実現しています。

表1-1 (農)松永牧場の会社概要

項目	内容
規模	飼料畑41.4ha、肉用牛飼養頭数3,900頭
売上	9億1千万円
雇用	社員18名

事例2 加工から販売まで行い生産者自ら価格形成

有限会社コスモ21

当法人の前身は、昭和61年に任意の生産グループで設立した「コスモ21企画」です。稲作を営んでいた仲間が、機械を共同利用しながら作業受託を進め11haを耕作していました。

しかし、任意の生産組合であるため、農地の規模拡大ができず、作業受託によってしか経営規模を拡大できないことから、法人化によって土地取得を行い、生産基盤を確立するため、平成4年度に法人化しました。

当法人の特徴は、単なる米の生産にとどまることなく、加工や販売まで分野を拡大し、生産者自ら価格形成を行い、付加価値を高めたことです。また、過大な設備投資を避けて収益性を高めている点、耕作者不在の農地を活用するなど、地域の土地資源を守っている点にあります。

法人化によるメリットは、次の点があげられます。

- 1．意識が生産者から経営者へと変わった。
- 2．家族を農業労働から解放できた。
- 3．給料制を採用し、生活設計がたてやすくなった。
- 4．法人化によって信用力がつき、資金借入限度額が大きくなり、規模拡大を実現。また、資金繰りが容易になった。
- 5．人材確保が容易となった。

表1-2 (有)コスモ21の会社概要

項目	内容
規模	水稻の経営受託22ha、水稻の作業受託20ha
売上	1億2千万円
雇用	社員4名、パート80人役

事例3 法人化により信用力をつける。従業員が成長する。

有限会社やさか共同農場

当法人の前身は、「弥栄之郷共同体」で、有機農業シンポジウムで出会った青年4名が昭和47年に弥栄村を訪れたのがきっかけでした。

「弥栄之郷共同体」は、休耕田を開墾し、野菜の生産と販売、みそづくりと販売、キャンプ場と体験農場、みそ加工場の開設、情報誌の発行、有機農産物の生産、消費者との交流を行い、田舎の良さや生き甲斐を提供してきました。平成元年に「やさか共同農場」を設立しました。

節税、土地所有、社員の身分保障、信用力の強化、職員雇用といったことを解決するために、法人化を行いました。

法人化後はアンテナショップの開設や、肉用牛や養豚部門の独立、アイガモ農法の実施、みそづくりの拡大など、幅広い事業展開を行ってきました。

法人化後は、

1. 地元との関係が密接になった。
2. 対外的に信用力がついた。
3. 従業員の士気が高まった。
4. 担い手が育ち、社内から独立する者が出てきた。

表1-3 (有)やさか共同農場の会社概要

項目	内容
規模	水田4.5ha、畑7.5ha、しいたけ35,000本
売上	2億1千万円
雇用	社員11名、パート2名

代表的な作物の特徴とリスク

農業に参入するにあたり、何を生産するのかを選択することが重要です。ここでは作目の選定に役立つように、島根県内で生産している主な農作物についての基礎的な知識とメリット・デメリットや生産を行う際のリスクについて簡単にまとめてみました。

稲作 スケールメリットと地域との協調

水稲は日本農業の代表的な作物で、私達日本人には欠くことのできない重要な作物です。しかし、近年消費が減少傾向にあることから、需要に応じた生産調整が行われており、経営面積全てにおいて水稲は作れないことに注意する必要があります。

一方で、最近では生産者から消費者への直売も可能となったことから、特徴ある栽培方法で作った米を独自のルートでプレミアム価格で販売している例も出てきています。

水稲は経営面積に対する売上が低い作目で、設備・機械投資効率を考えると、借地で行う場合で大体10ha以上なければ、水稲専作経営では採算を得るのが難しいのが実態です。このため他の作目と組み合わせた複合経営とするか、また、近年田植や稲刈り等の作業を委託する農家が増えているため、今後作業受託をして収入を得るのが現実的と思われます。

水田を借りることは個別企業の努力だけでは難しい場合があり、地域で信頼を得ることがその突破口になることを理解しておく必要があります。ただ、その一方で中山間地域では農業の担い手が不足している地域もあり、こうした地域では土地を集約することが容易な面もあると考えられます。

野菜 価格変動のリスクと高収益の可能性

野菜の種類は300種類以上にのぼりますから、何を選択するかで大きく異なります。近年の傾向としては、ダイコン、キャベツ、ハクサイなどの重量野菜が減少してきており、レタスやアスパラガスなどの軽量野菜が伸びてきています。

栽培方法には大きく分けて露地栽培と施設栽培の2つがあります。露地栽培は自然条件の影響を大きく受けますが、施設栽培は自然条件の影響を抑制することができます。最近ではハウストマト、ハウスキュウリなどの施設栽培の伸びが大きく、その施設面積は5万ha(3)強に達し、世界でも有数の施設園芸大国となっています。

したがって、野菜の中で、何を選択するかと同時に、どういう栽培方式で生産するかが極めて重要です。施設栽培の場合、用地面積は50a程度は必要となります。

野菜の販売・流通に関しては、全くの自由で多様な形態があります。特に有機栽培の野菜などで付加価値をつけて販売する場合は、産直形態のものが多ようです。市場出荷では量の確保や規格の統一が重要となり、外観が劣るものは評価され難い傾向があることから、有機野菜では対応しにくい面があります。

また、出荷のタイミング次第で価格は大きく変動します。これは、野菜経営の宿命であり、面白いところでもあります。

この他、施設園芸に共通する事項として、被覆資材であるビニール等の廃棄に当っては法令に基づいて適正に処分しなければなりません。

3 : ha (ヘクタール)

1 ha = 100 a (10,000m²)、1 a = 100 m²

果樹 収穫までに数年かかるが、観光農園は魅力

ぶどう、かき、なし等の果樹は品目が多様です。果樹の最大の特徴は永年性の作目であることです。したがって、新たに始めた場合、何年間かは売上げが見込めず、その間の運転資金も必要です。

また、一旦植え付けると品目・品種の転換も容易ではありません。どの品目で、どの品種や作型を選択するかは、慎重に考えなければなりません。収量や品質は、地域性、土壌、気象などの条件によって大きく左右されるので、施設栽培も考慮しながら適地適作に努めます。

果樹の流通はほとんどが市場流通ですが、最近では産直も増加してきています。また、観光果樹農園として直売・もぎとり・オーナー制等のサービス提供も立地条件によっては可能で、さらに加工による高付加価値化など単なる生産だけではない業態の展開も期待できます。

花き 小面積で取組めるが相当な技術力が必要

花きは、消費者のうるおいとやすらぎのある生活を求める気運の高まりを背景に需要が伸びてきた作目です。

花きの流通は、ほとんどが市場流通です。一部は量販店や花屋との契約栽培、直売等があります。品質による価格差が非常に大きいのが特徴なので、栽培技術の向上はもちろんのこと、今後、高鮮度流通の導入などにより付加価値を高めていくことが重要です。

花き栽培では、品質の優れたものを生産するには高い技術が必要であり、それぞれの花き品目について、独自の栽培技術とノウハウがあります。また、消費動向をいち早く生産に反映させるためのマーケティング技術の向上もますます重要となるでしょう。

畜産 環境に配慮した施設と地域住民との合意が必要

畜産は企業の経営の進んだ部門の一つです。畜種は酪農、肉用牛、養豚、養鶏などありますが、特に養豚、養鶏は規模拡大が進み、企業的な経営が主流となっています。

牛乳、卵については、全国レベルで生産調整が行われており、取り組む場合は県段階の関係団体との事前の調整が必要です。

また、伝染病など疫病への対策は必須事項であり、参入にあたっては県隠岐支庁・農林振興センター家畜衛生部（家畜保健衛生所）へ相談、指導を受けることが必要です。

そして、一定の規模以上になると必ず家畜のふん尿処理施設を設けなければなりません。

例えば、家畜のふん尿を堆肥にする施設を作ったならば、堆肥製造場所、堆肥保管場所というように、堆肥の生産工程ごとに一定の面積が必要となります。

畜産は、その生産活動の中で、悪臭や汚水、ハエ等により、近隣の住民の生活環境に影響を及ぼすこともあります。このため、参入にあたっては、事前に市町村やJA等と十分話し合っ、これらの問題が生じないような施設・機械の整備を行うとともに、地域住民の合意形成を図ることが必要です。

4 . 島根県農業の現状と将来

「消費者に支持され、産業として自立するしまねの農業」

～新農業・農村活性化プラン後期施策(H17～H19)で新たな取組を推進～

長引く景気低迷を背景にした農産物価格の低下、輸入農産物の増加、産地間競争の激化、担い手の高齢化等本県の農業生産をめぐる状況は依然として厳しいものがあります。

また、食の安全・安心や本来の味・品質にこだわる本物志向が強まる一方で、手軽さや機能性、低価格を求めるなど消費者の志向の多様化が見られます。

さらに、ライフスタイルの変化を背景に食料生産地である農村地域に出向き生産現場との関わりたいという志向や環境保全への意識高まりなども見られます。

そこで、本県では消費者の志向の把握を行い、その情報を的確に反映した「特色あるものづくり」、「売れるものづくり」に取り組む「自立するしまね農業」を目指した「新農業・農村活性化プラン」(後期施策)を策定しています。

「消費者に支持され、産業として自立するしまね農業」という基本目標を実現するために、以下のような基本方針を掲げ施策を推進して行きます。

「消費者の声を活かす」しくみづくり

(消費者志向の把握と生産への反映)

「特色ある、売れる」ものづくり

(高品質、安全など消費志向を踏まえたものづくり)

「地域を元気にする」人づくり

(認定農業者の確保と経営体質の強化)

「農業を核とした」地域づくり

(生活基盤の整備や交流を通じた地域づくりの推進)

また、これらの基本方針に沿った重点的な取組事項として重点プロジェクトを設定し、市町村や農業協同組合、生産者組織などと力を合わせて課題解決に取り組むこととしております。

<重点プロジェクト(例)>

農林水産物マーケティングプロジェクト

農林水産物輸出促進プロジェクト

農畜産物「食の安全」対策プロジェクト

売れる野菜産地づくりプロジェクト

中海干拓営農推進プロジェクト(松江)

奥出雲の活力を生む地産地消推進プロジェクト(木次)

元気な果樹産地育成育成プロジェクト(出雲)

江の川流域の健康食品産業振興プロジェクト(川本)

有機・エコ等安心産品産地育成プロジェクト(浜田)

西いわみブランド育成プロジェクト(益田)

「放牧の島、隠岐島前」肉用牛産地づくりプロジェクト(隠岐)

注) 県プロジェクト(県全体での取組)

地域プロジェクト(圏域単位での取組)

島根県の主要農畜産物

水稲

島根県では、これまで消費者の嗜好にあった良質米の生産販売に努めた結果、西日本における良質米の移出県として評価を得、その役割が期待されています。

栽培されている品種は、「コシヒカリ」や「ハナエチゼン」など良食味米を中心に、約2万haで栽培されています。（全域で栽培されているため図示はしていません。）

キャベツ

中海干拓や出雲平野といった平坦地や三井野原（横田町）などの高冷地を中心に、ほぼ1年中作られています。

最近では、ほ場の準備から収穫するまでの作業において、機械化が進んでおり、収穫物は主に大阪や広島に出荷され、市場からは「島根キャベツ」として高く評価されています。

肉用牛

「しまね和牛」は性質温順で飼いやすく、早熟、早肥で体格、体型に優れており、全国的に高い評価を受けています。「しまね和牛」の生産は、全国の和牛産地へ繁殖用・肥育用のもと牛を供給する繁殖経営が中心ですが、肉牛として仕上げる肥育農家や繁殖から肥育までを一貫して経営する農家の割合が増加しています。

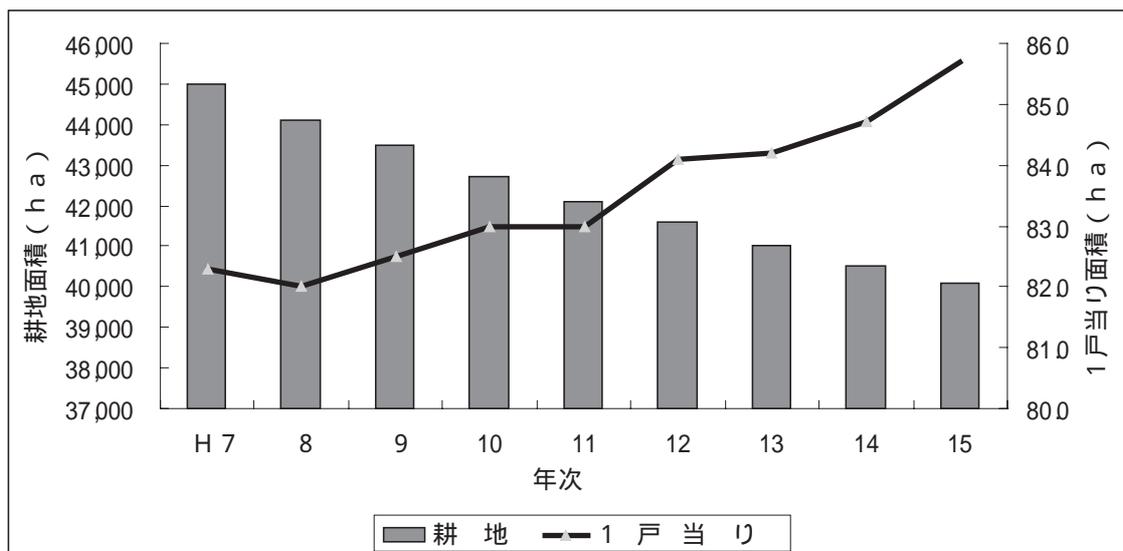


数字でみる島根県農業

耕地面積

耕地面積は減少傾向。しかし 1 戸当たりの経営耕地面積は増加しています。

図 4 - 1 島根県における耕地面積等の推移



資料：島根県農林水産統計年報より作成。

畑の経営耕地面積

畑の経営耕地面積をみると減少傾向。しかし内訳をみると、普通畑の割合は高くなっています。

表 4 - 1 畑の経営耕地面積の推移

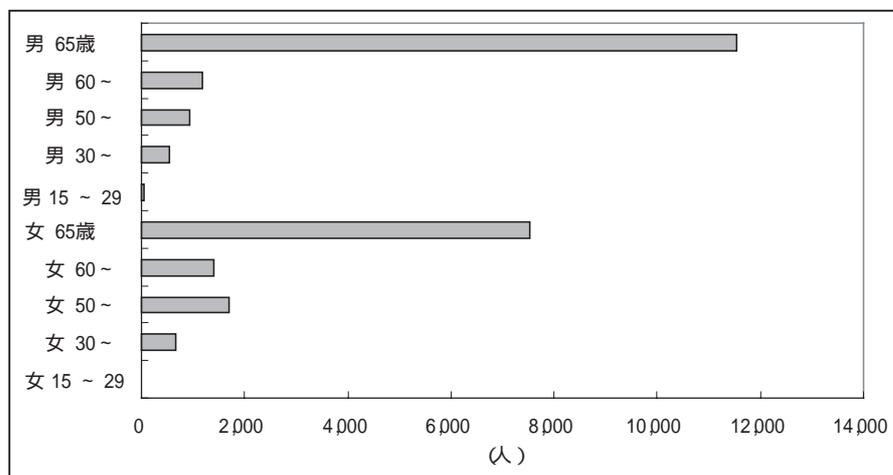
区分 年次	畑	畑の経営耕地面積 (単位 ha)		
		普通畑	樹園地	牧草地
H7	9,840	6,370	2,560	904
	100.0	64.7	26.0	9.2
8	9,520	6,190	2,500	839
	100.0	65.0	26.3	8.8
9	9,350	6,080	2,450	817
	100.0	65.0	26.2	8.7
10	8,990	5,920	2,320	741
	100.0	65.9	25.8	8.2
11	8,720	5,840	2,220	660
	100.0	67.0	25.5	7.6
12	8,480	5,670	2,160	652
	100.0	66.9	25.5	7.7
13	8,310	5,560	2,120	630
	100.0	66.9	25.5	7.6
14	8,200	5,430	2,090	674
	100.0	66.2	25.5	8.2
15	8,040	5,390	2,030	620
	100.0	67.0	25.2	7.7

資料：島根県農林水産統計年報より作成。

基幹的農業従事者数

平成15年現在の島根県における基幹的農業従事者数をみると、男女比は男性の割合が高く、年齢別では65歳以上が圧倒的に多い。特に男性は高齢化が非常に顕著。

図4-2 島根県における基幹的農業従事者数（平成15年）



資料：島根県農林水産統計年報より作成。

耕地利用状況

島根県の耕地利用状況は、稲が圧倒的に多いが減少傾向にあります。また、果樹も減少傾向にあり、野菜、飼肥料作物は横ばい傾向です。

表4-2 島根県内における耕地利用状況の推移

(単位ha；%)

年次	8	9	10	11	12	13	14
区分							
稲(子実)	24,900 63.8	24,600 64.1	22,500 62.2	22,200 62.5	22,100 62.6	20,900 61.1	20,500 60.8
麦類(子実)	92 0.2	131 0.3	161 0.4	163 0.5	252 0.7	463 1.4	573 1.7
かんしょ	174 0.4	169 0.4	172 0.5	171 0.5	169 0.5	171 0.5	175 0.5
雑穀(子実)	109 0.3	139 0.4	235 0.6	269 0.8	290 0.8	325 1.0	364 1.1
豆類(子実)	1,420 3.6	1,410 3.7	1,670 4.6	1,620 4.6	1,680 4.8	1,740 5.1	1,770 5.3
果樹	2,260 5.8	2,240 5.8	2,130 5.9	2,030 5.7	1,950 5.5	1,890 5.5	1,860 5.5
野菜	3,980 10.2	3,870 10.1	3,740 10.3	3,700 10.4	3,620 10.3	3,570 10.4	3,520 10.4
工芸作物	802 2.1	771 2	702 1.9	636 1.8	610 1.7	553 1.6	531 1.6
桑	120 0.3	90 0.2	47 0.1	37 0.1	26 0.1	18 0.1	- -
飼肥料作物	3,960 10.2	3,950 10.3	3,820 10.6	3,780 10.6	3,700 10.5	3,730 10.9	3,580 10.6
その他の作物	1,220 3.1	1,020 2.7	997 2.8	899 2.5	913 2.6	834 2.4	853 2.5
計	39,000	38,400	36,200	35,500	35,300	34,200	33,700

資料：島根県農林水産統計年報より作成。

注：上段は面積、下段は指数化したもの。

農業産出額

農業産出額は米が約4割で最も多く、農業産出額全体としては減少傾向です。多くの作目は減少していますが、花きや鶏のようにあまり変わらないもの、乳牛や豚のように増加しているものもあります。

表4-3 島根県における農業産出額の推移 (単位：千万円；%)

区分		年次						
		8	9	10	11	12	13	14
総額		7,765 100.0	7,155 100.0	7,053 100.0	6,891 100.0	6,848 100.0	6,604 100.0	6,452 100.0
耕 種	米	3,556 45.8	3,022 42.2	2,888 40.9	2,814 40.8	2,869 41.9	2,723 41.2	2,620 40.6
	麦類	3 0.1	4 0.1	3 0.0	5 0.1	6 0.1	13 0.2	9 0.1
	雑穀・豆類	63 0.8	66 0.9	75 1.1	72 1.0	78 1.1	83 1.3	80 1.2
	いも類	80 1.0	69 0.9	71 1.0	66 1.0	69 1.0	69 1.0	69 1.1
	野菜	1,052 13.6	1,050 14.7	1,140 16.2	1,077 15.6	990 14.5	977 14.8	961 14.9
	果実	612 7.9	534 7.5	511 7.2	547 7.9	498 7.3	455 6.9	423 6.6
	花き	235 3.0	242 3.4	249 3.5	250 3.6	240 3.5	237 3.6	224 3.5
	工芸作物	166 2.1	148 2.1	151 2.1	130 1.9	128 1.9	112 1.7	105 1.6
	種苗、苗木、その他	104 1.4	91 1.3	94 1.3	83 1.2	79 1.2	84 1.3	67 1.0
	計	5,871 75.6	5,226 73.1	5,182 73.5	5,043 73.2	4,955 72.4	4,752 72.0	4,545 70.4
養蚕		3 0.0	2 0.0	1 0.0	1 0.0	0 0.0	0 0.0	- -
畜 産	肉用牛	627 8.1	629 8.8	626 8.9	596 8.6	619 9.0	586 8.9	596 9.2
	乳牛	661 8.5	670 9.4	663 9.4	650 9.4	677 9.9	665 10.1	684 10.6
	豚	205 2.6	221 3.1	209 3.0	204 3.0	214 3.1	223 3.4	222 3.4
	鶏	370 4.8	377 5.2	341 4.8	365 5.3	341 5.0	335 5.1	356 5.5
	その他	22 0.3	22 0.3	27 0.4	29 0.4	33 0.5	32 0.5	35 0.5
	計	1,884 24.3	1,919 26.8	1,865 26.4	1,843 26.7	1,883 27.5	1,840 27.9	1,893 29.3
加工農産物		8 0.1	8 0.1	5 0.1	5 0.1	10 0.1	11 0.2	14 0.2

資料：島根県農林水産統計年報より作成。

注：上段は農業産出額、下段は指数化したもの。

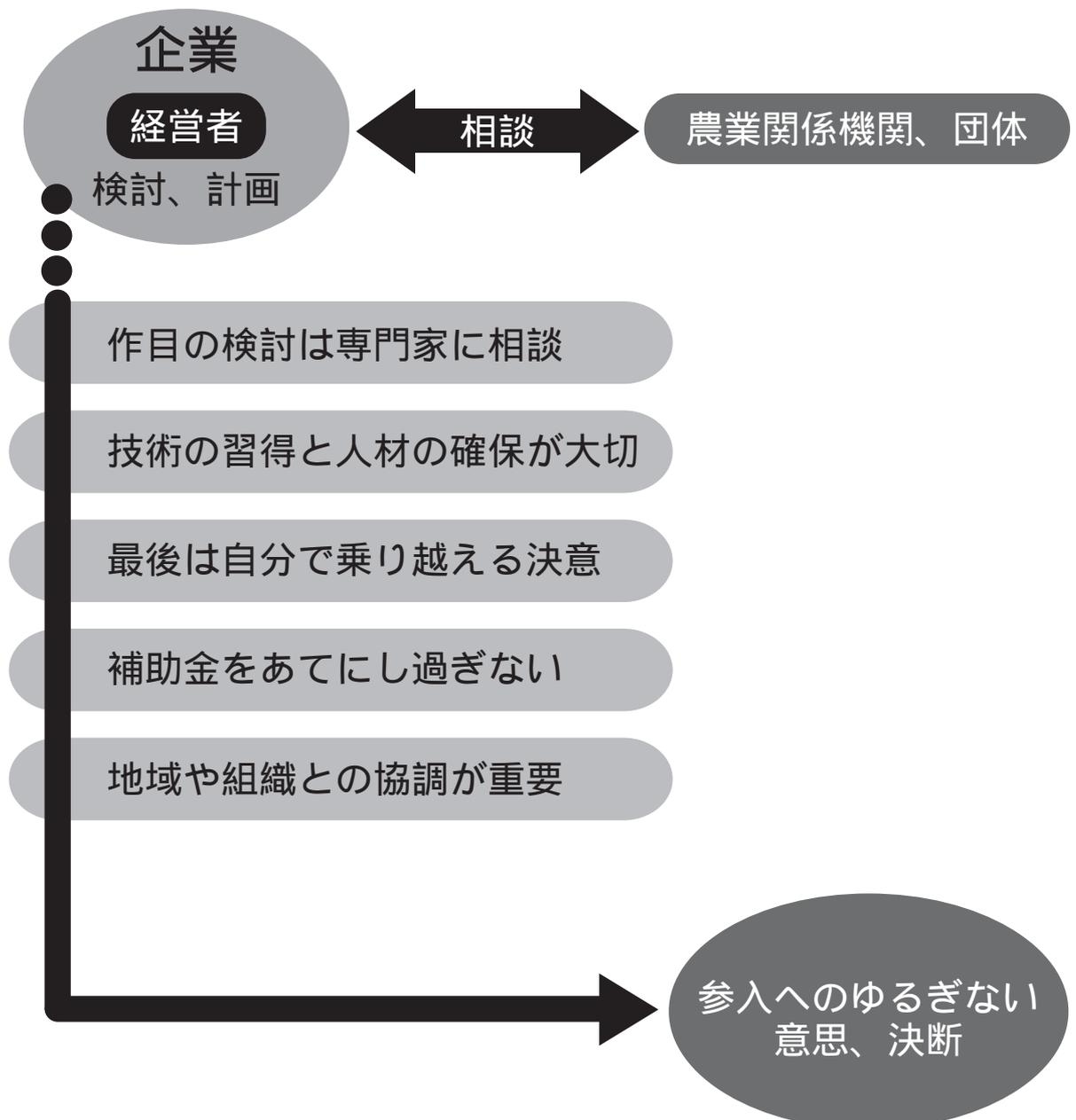
5. 参入の心構え

異業種から農業に参入して成功している事例を見ると、経営トップに共通しているのは農業が好きであるとか、地域社会や環境への使命感を感じていることです。

しかし、共通点はもう一つみられ、それは厳しさを十分に認識していて多くの障害を自らの工夫と努力で乗り越えてきた点です。

農業は投資をすればすぐ結果が得られる産業ではありませんし、技術を習得することも、簡単なことではありません。また、「農業は自然の中で楽しめる産業である」という漠然とした農業への憧れだけで参入するのも危険です。

そこで、ここでは農業への参入する際に留意しなければならない事項をまとめてみました。



作目の決定は専門家に相談しましょう

異業種からの農業参入の場合、もともと農業に関する知識や情報が少ないことから、作目の決定にあたって、適地適作かどうかという検討よりも先に、ビジネスチャンスが見込めるか否かといった尺度で判断する傾向があります。

このため、取り組もうとする作目が、その地域では栽培が不向きであったり、関係機関の技術支援を受けることが困難であったりする事例が見受けられます。

こうしたことを避けるために、取り組もうとする作目の検討を始めた段階で、関係機関へ相談することが重要です。

技術の習得と人材の確保が大切です

農外企業の参入は、企業の持つ経営ノウハウや資金力を生かせるメリットがある一方で、農業に関しての知識や技術を持った社員は、少ないことが多いと思います。

参入した企業が農業部門で成功するかどうかは、農業に関する知識、技術に精通した人材の確保が必要不可欠の条件となるでしょう。

このような「農業に明るい人材」の確保は、企業内で人材育成するか、あるいは、外部からの確保が必要となります。前者の場合は、育成に中長期を要しますが、後者の場合は、比較的短期で育成することができます。

何事も自分で乗り越えること 補助金をあてにし過ぎないこと

不慣れな農業に参入し、経営者にほとんど農業知識がない場合もあるでしょう。こんな場合は農業部門を統括できる「信頼できる責任者」を確保することも必要となります。しかし、自分自身も一生懸命やってみること、そして様々な困難を乗り越えるとき、最後は何事も自分で乗り越えるしかありません・・・参入して成功した方が一様におっしゃるのはこのことです。

農業は国や県の政策に基づいた補助金を用意されている場合があります。また、農業制度資金は低利の資金です。ですが、補助金や農業制度資金に依存しすぎると過剰投資にもつながりやすくなるという危険性もはらんでいますので、これらを活用する際には、綿密な農業経営計画を策定した後で活用を検討することが重要となります。

円滑な運営には地域との協調が重要

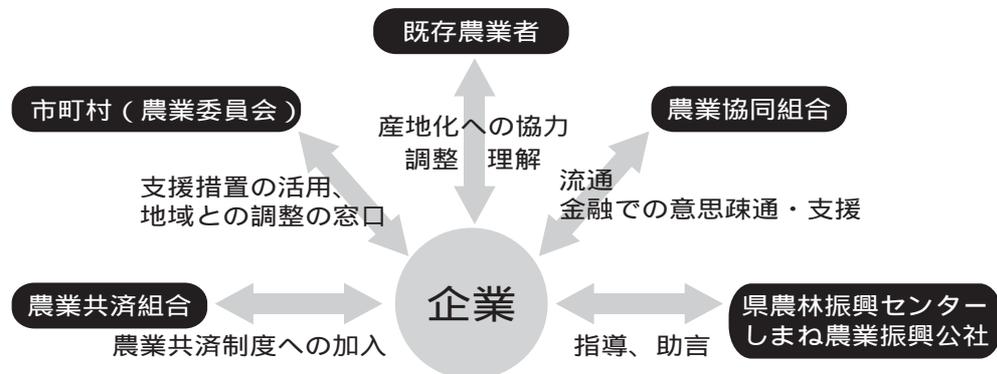
農業は自己完結的に農地を利用し農業生産を行っているのではなく、農業用地や土地・施設の基盤整備等、地域の農業者と深くかかわりながら行う産業でもあります。

新たに農業に参入しようとする場所の周囲では、既に農業者が農業経営を行っていることや、生産手段である農地は、単にその経営体の農業生産経営に供されているだけでなく、農業用水の利用などを通じて他の農業経営者の生産活動と深くかかわっています。

また、農地の持つ農村景観の保全など多面的機能の維持・増進に関係しているところでもあり、地域の農業経営者等と十分調整をした上で農業参入することが、参入後の円滑な農業経営にとって極めて重要となります。

市町村、農協や生産者組織等とのコミュニケーションを密にする努力も必要となります。

関係者・組織



農業は自己完結的に農地を利用し農業生産を行っているのではなく、地域や関連組織との協調が円滑な事業運営の重要なポイントであることは理解いただけたでしょうか。

ここでは、農業参入にあたって関連するおもな組織などについておおまかに整理してみましょう。

既存農業者

なにより農業の大先輩だという気持ちを持ちましょう。長年培ってこられた技術や知識は大変貴重なものです。

導入する作目によっては、既存の農業者の事業活動と競合が生じる恐れが十分見込まれます。

例えば稲作の農作業受託での参入の場合、既存農業者等との受託が競合したり、ほ場が分散したりするなどにより、結果として双方に生産性の低下や収益性の悪化を招く恐れがあるからです。

しかし、園芸等の場合は地域として大きな産地になるという面で協力関係を築くことも可能です。大きな産地になるほど販売面でのメリットも生まれます。

市町村・農業委員会

市町村や、農業委員会などの行政機関は、農業者の育成や農業・農村振興にかかわる政策を、農業者と直接接しながら行う組織であり、農業を行う者にとって最も身近な機関です。

農地の取得や支援措置の活用、地域との調整などの窓口として対応する機関でもあり、参入にあたっては、まずもって市町村とのコミュニケーションを密にすることが重要です。

農業協同組合（農協）、全国農業協同組合連合会（全農）

農協等は、農業者の委託を受けて農産物を卸売市場へ出荷したり、直接、スーパー等へ販売するなどの業務を行っている、生産者である組合員の組織です。

参入企業が生産した農産物をどのように販売するかについては、経営方針の重要な部分であり、既存の販売ルートではなく、インターネットの利用など、工夫を凝らした取り組みを行うのか、あるいは、販売部門の合理化を図るために農協等に委託するかについての判断には、十分な検討が必要です。

また、農協は農作物の委託販売の役割の他に、金融機関としての役割を持っており、安定した経営を行うためには、農協との意思疎通を図るよう努めることが必要です。

さらに、農協は組合員に対して、販売を含めた営農指導を行っており、技術的なアドバイス等を有効に活用することも重要です。

農業共済組合

農産物に対する気象災害や病虫害による被害に備え、必要最小限の再生産を確保し、また農業者の経営安定を図るため、農業共済制度が農業共済組合により実施されています。

参入した企業の経営の安定を図るために、農作物や農業施設の農業共済制度に加入することが必要でしょう。

県農林振興センター

県農林振興センターは、所管する市町村区域の農業の担い手育成や農業政策を行っている県の行政組織です。

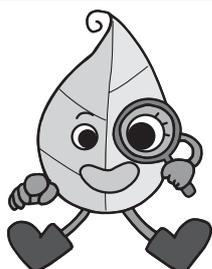
市町村や農協等と連携し、県や地域で作成された農業振興計画の達成を図るために、国や県の補助事業等を活用して農業者の生産基盤や施設・機械の整備に努めています。

また、農外企業が農業に参入する場合は、事業を行おうとする作物に対する栽培技術・知識を持った責任者（農場長等）を確保することが重要ですが、参入後も農業情報の取得や新たに開発された技術の導入を図ることが事業の発展のために必要です。

県では、農業者に直接接して技術や知識を指導・助言する農業改良普及事業を、行っており、参入する企業は、同センターの指導、助言を受けながら営農をすることが重要となります。

6. 参入形態と許認可等

農業生産までの流れ



農業生産を行うまでには準備すべきことがあります。その概要について大まかに整理してみました。

もっと地域に活気を
もっと幅広い経営展開を



相談

農地を使う

農業生産法人の要件を満たす法人を設立する

農地を使わない

(一般)農業法人を設立する

農地を使わない農業生産の例
施設を使った野菜作り
施設を使った花作り
養豚、養鶏 水耕栽培 等

特区の活用

現在の会社のままで農業を行う

企業参入
促進スタッフ

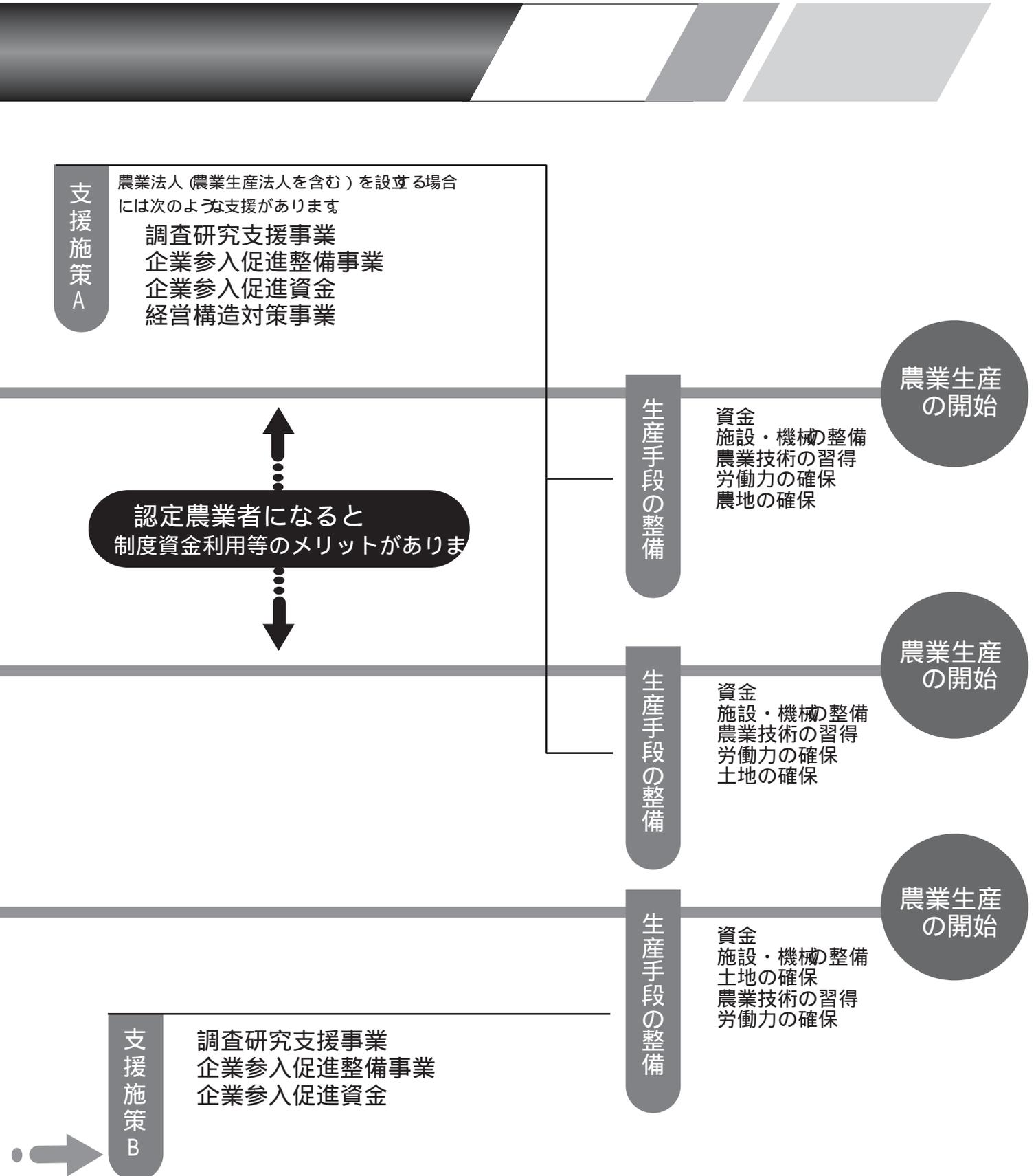
島根県農林水産部
農業経営課

または

県隠岐支庁農林局・各農林振興センター
総合振興担当

構造改革特区法第6条により、一定の条件のもとで、農業生産法人以外の法人が農地の貸借を認められます。
(詳しくは、本マニ40p)を参照のこと。)

調査研究支援事業はここから使えます



農地を利用するためには？

農地法では、耕作者主義にもとづき、農業を行うものに限って農地の利用（耕作）ができることとし、それ以外の者は例外を除き農地を利用することができないことになっています。

このため、農業に参入を希望する企業であって、農地の利用が必要な場合は、

農地法で規定する農業生産法人の要件を満たしていること 農地権利取得要件を満たすこと

が必要となります。

なお、ハウス（コンクリート舗装等の場合）を利用した水耕栽培での軟弱野菜栽培や畜舎での畜産業など、農地を利用しない場合は、農地法の要件を満たす必要はありません。

農地法で規定する農業生産法人の要件を満たす法人とは、農地法第2条第7項で規定されており、その内容は次の通りです。

農業生産法人の要件

ア 法人形態

形態としては、農事組合法人（農協法）、合資会社、合名会社、有限会社、株式会社（株式の譲渡制限のあるものに限る）

イ 事業

主たる事業が、農業及びその農業に関連する事業（農産物の加工・販売）であり、その売上高が過半を占めること

ウ 構成員

農業の常時従事者や農地の権利提供者等の議決権が4分の3以上あること。
法人と継続的な取引関係のある者又は法人の事業の円滑化に寄与する者の議決権が4分の1以下、且つ、1構成員あたり、10分の1を越えないこと。

<特例> の資本参加等について具体的に記述された農業経営改善計画を認定され、認定農業者となった場合は総議決権の1/2未満。

エ 役員

役員の過半は、農業に常時従事（原則年間150日間）する構成員であること。
この過半を占める役員の過半は、農作業に原則として60日以上従事すること。

従って、企業が農地を利用して農業に参入しようとする場合、新たに農業法人を設立せず、直接、事業の一部門として参入しようとするれば、企業そのものが農地法の要件を満たす必要が生じ、実質的に不可能ということになります。（但し次ページで説明する構造改革特区の場合は除きます。）

また、新たに別法人を設立して農業参入しようとする場合は、農地法の要件を満たすような体制を作ることが必要です。

補助事業が活用できる組織は？

農業参入にあたっては、機械・施設の整備、運転資金の調達などが必要となります。経営の円滑な立ち上がりを図るためにも国、県等の補助事業の活用を検討してみましょう。

国、県等の補助事業等を活用する場合には、それぞれの補助事業において、補助対象者の要件を定めているので、その要件に合致した組織体制が必要となってきます。

多くの国庫補助事業では、基本的に「農業者が組織する団体」としている場合が多く、「農業者が組織する団体」とは、事業を受けようとする法人の構成員の内、農業者（世帯が独立した者で農業に従事する者）が3人以上確保されていることが必要となっています。

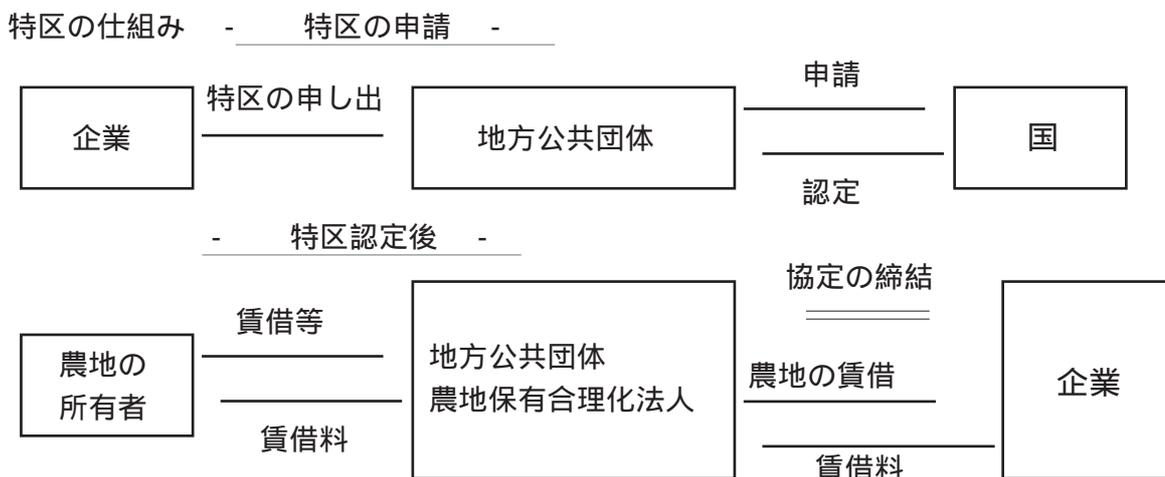
この要件は、農業生産法人に求められる要件とは異なることにご注意ください。

構造改革特区（特区）とは？

遊休農地解消のために地方公共団体が特区申請し、内閣総理大臣の認定を受ければ、特区内に限り農業生産法人の要件を満たさなくても農地を借り受けることができます。ただし、次の要件を満たすことが必要です。 構造改革特別区域法第16条

農業に常時従事する役員が1名以上いること 地方公共団体等と協定を締結しこれに従い農業を行うこと

従って、この区域内では、既存法人の直接参加が可能となり、また、新たに農業生産法人の要件を満たさない法人を設立しても農地の利用が可能となります。



関連する届出等

農業参加及び農作物の加工業等への参加に伴って発生する諸届出、許認可がいくつかあります。

ここではそのうち主だったものを並べておきます。

米の販売（農政事務所）

平成16年4月から、20精米ト以上の出荷・販売事業を行う場合は、農政事務所へ届出が必要です。

加工品の製造（保健所）

加工品を製造する場合は、品目によって保健所の営業許可を受けなければならないため、品目を決めた時点で必ず相談して下さい。

水質汚濁の防止措置（保健所）

農産物の加工品製造を行う場合には、水質汚濁防止法に定める汚水または廃液を排出する特定施設に該当するかどうかを確認し、該当する際にはその適正な処理を行わなければならないことから、事前に保健所へ相談することが必要です。

堆肥の製造販売（県農業試験場）

肥料成分を含んでおり、土に施すことを目的に製造販売される場合、肥料取締法に規定する「肥料」に該当する可能性があることから、表示義務が生じることになります。

そのため、製造に当たっては県農業試験場に相談して下さい。

有機JASの認証

現在有機JASの国内の登録認定機関は66団体あります。

有機JAS認証を取得するには、農林水産大臣から認定を受けた登録認定機関に認定の申請を行います。登録認定機関には、その認定を行う農林物資の区分が「有機農産物」「有機農産物加工食品」「有機農産物および有機農産物加工食品」の3つの区分があります。

また、認定を行う区域も登録認定機関により異なるので注意が必要です。

農業振興地域内での農地転用について

各市町村では、「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に基づき、農業の基盤整備など農業振興を図るための農用地区域を指定しています。この農用地区域内で、農業用施設や事務所など建設する場合、市町村の農用地利用計画の変更が必要となります。

基本的にこの変更手続きを経なければ、農地法による農地転用許可は受けられない仕組みになっています。

詳しくは、市町村あるいは市町村農業委員会へお問合せ下さい。

農地転用について

200㎡未満の自らの農業用施設を建設する場合を除き、農地に施設や事務所など建設し農地として利用しなくなるようであれば、事前に農地法上の許可が必要です。

この場合は市町村農業委員会へお問合せ下さい。





第2章

参入の検討 事業計画の作成

1. 検討段階での留意事項
2. 事業計画の作成

44
53

第2章 参入の検討（事業計画の作成）

1. 検討段階での留意事項

他の新規事業案と同様に検討のテーブルにのせて

農業に参入を検討している多くの事業者の方は農業に対して「わからない」「素人ではできない」「狂牛病や鶏インフルエンザなどリスクが大きい」「儲けが少ない」など後ろ向きな印象を持たれて具体的な検討に入る前に断念してしまいがちです。

事業としての農業は、決して得体の知れないリスクばかりあるものではありません。むしろやり方によっては事業として非常に魅力の高いものとなる可能性があります。偏見を持たずに、他の新規事業案と同様に検討のテーブルにのせてみてください。

この章では、事業者の方にとってわかりにくい農業を他の事業同様に計画書にするための手順について説明します。

新規事業参入を検討する場合の問題点

具体的な検討に入る前に、参入検討時の問題点を整理してみます。人によって知識や経験は異なりますが、いままでほとんど農業に触れてこなかった方の場合、問題となるのはおよそ次の3点ではないでしょうか。

農業が分かりにくい

根本的な問題ですが、一般企業にとっては農業は非常にわかりにくいことが多い業種であると言えるでしょう。この最も大きな理由は農業について書かれた文献が専門家を対象としたものが多く、素人では理解しにくいことではないでしょうか。

人材の問題

農業参入を検討する担当者は、多くの企業の場合現在行っている業務と並行して調査を行うと考えられます。この場合、現状の業務が忙しすぎて農業参入に関して満足な調査を行えないという実態があると考えられます。

実際に満足な調査ができないうちに農業参入への調査が立ち消えになるケースも散見されます。

少ない経営資源の中で専業で農業参入を検討する従業員をかかえることは困難な場合もあるでしょうが、なるべく現状の業務の負担を軽くして農業参入のための調査に専念できる環境を作ることが大切です。

担当の明確化と権限委譲

企業の社長が直接指揮を取る場合などは別にして、社員は現在の業務を担当している訳ですから、担当者が時間と予算を割いて調査できる環境を整えなければなりません。

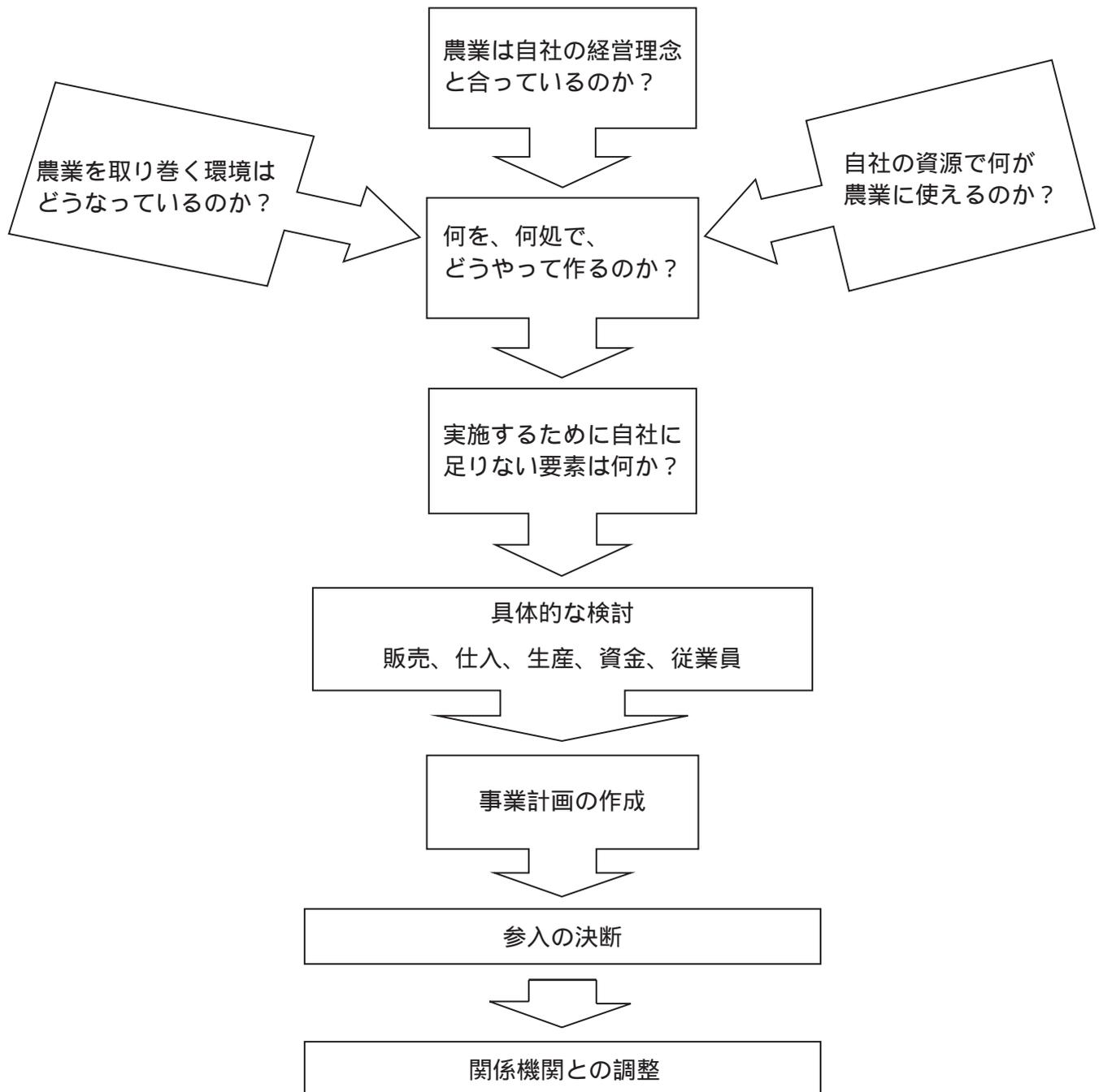
真剣に農業参入を検討するのであれば、少なくとも取締役クラスの責任者の元で時間と予算を決めて検討する必要があります。

いかがでしょうか。大方の企業はこれらのいずれかに当てはまるのではないのでしょうか。しかし、農業は決して分かりにくい産業ではありません。通常の新規事業を検討するのと同じような手順で計画書を作成して検討できるものです。

この章では以降、一般的な事業計画の策定手順を農業の場合に当てはめた内容を示していきます。

新規事業検討の手順

新規事業検討の全体像はこのような感じになります。



次項からは、上図の各項目について説明をしていきます。

農業は自社の経営理念と合っているのか？

やはり、やりたくないことをやってもうまくいきません。それぞれの企業には積み重ねてきた歴史があり、それによる地域との結び付きがあるはずです。

農業参入がこれまで培ってきた企業のイメージなどにプラスとなるものでなければせっかく参入しようとする農業でもうまくいきません。農業が社長をはじめとする経営陣はもとより、従業員が本気になって取り組める課題であり、企業として参入をアピールできることを確認する必要があります。

その結果、経営陣の中から責任者、従業員の中から担当者を選び前向きに農業参入を検討するプロジェクトチームを組むことが成功への第一歩です。

以後の項では主に農業参入を中心になって検討する担当者の視点で話を進めていきます。

農業を取り巻く環境はどうなっているのか？

農業参入を断念される人の多くは「農業が難しい」と感じている人ではないでしょうか。

確かに農業を取り巻く環境は複雑です。また、独特の商慣習など新しく勉強する必要があります。事柄が多く存在します。

ここでは、農業参入の際に分析すべき外部環境とその情報をどうやって入手するか、といった疑問に答えていきたいと思います。

作物の市場規模・・入手が簡単で内容が豊富な農林水産省のデータを活用しましょう。

各種統計データなどから市場規模を調べます。農林水産省から公開されている『農業センサス』や、『生産農業所得統計』などの諸統計、日本農業新聞に毎日掲載される市況情報から、市場規模についての調査を行います。

農作物は市場経済の影響を強く受ける傾向があり、作物の需要の動向などを見極める必要があります。ある年に価格が高騰した作物については、他の競合相手も次年度にはその作物を生産することを真っ先に考える傾向にあります。

日頃から、輸入動向や消費動向、流行などを注視し、次年度の生産計画策定時に十分検討する必要があります。

どんな農業をするのか

a) 作目

作目には米・野菜・果物・畜産など多くの種類が存在します。これらの中から「自分たちで生産できるもの」「生産したとして実際に売れるもの」を選ぶ必要があります。

この「自分たちで生産できるもの」ということについては第1章「3. 産業としての農業」を参考にしてください。また島根県農林水産部生産指導課「農産園芸まるごとデータブック」など島根県が公表しているデータが多数ありますのでごらんください。

b) 露地栽培と施設栽培

露地栽培とは昔から行われている地面に種を蒔いたり苗を植えたりする栽培方法です。この方法は最も自然な方法ですが、天候に影響を受けやすいといったリスクも大きいといえるでしょう。

施設栽培の最も典型的なものがビニールハウスです。この栽培方法のメリットは温度や水の量を人為的にコントロールすることが可能だということです。また、土を使わない栽培方法もあります。これは水耕栽培・養液栽培とも呼ばれており、根を水中やロックウールなどに植え込みます。

施設栽培の場合は農地でなくても生産できる場合があります。この農地を使うのか、使わないのかということによって法人で参入できる形が異なってきます。（「第1章 6. 参入形態と許認可等」参照）

自社の資源で何が農業に使えるのか？

農業参入にかかわらず、新規事業に参入する際には、自社の資源の中で活用できる資源がどれかを判断する必要があります。

「ヒト・モノ・カネ・情報・ノウハウ」といった社内の資源を見直し、農業参入できる素地があるのか確認をすることが必要となります。その作業を行うことが無理なく無駄なく会社の既存の資源を有効利用することにつながるからです。

販売見込先

現在の取引先の中で農作物の販売ルートとなる可能性のある相手がいるかどうかを確認します。量販店との契約出荷や直販店・代理販売も考えられます。

また、通信販売・宅配・インターネットによる販売なども今後は増えていく傾向にあるといえるでしょう。

立地

まず生産という観点から見ると、農業は栽培する土地によってできるもの、できないものがあります。気候などの自然条件の事前調査、作物の内容と栽培する規模、農業技術を修得するまでにかかる時間など考えて、土地の特色を生かせる作物を選定することが望まれます。

次に販売という観点から見ると、栽培・収穫したものを流通経路に乗せるための立地も重要になります。加工を施す必要があるものについては輸送コストも含めて、加工施設の立地を考える必要があります。

土地・設備など

土地・設備など現在所有している資産で農業参入した際に流用できるものがないか確認します。

現在の事業で遊休状態になっているもので、農業に使用できるものがないかも確認します。これによって資源を有効に活用することができると考えられます。

農業に投資できる資金

農業は概ね投資を行ってから回収までに時間のかかる事業であるといえるでしょう。

農業参入のために自社内に一定期間寝かすことができる資金がどのくらいあるのか、借りることができるのかを確認し、農業参入のためにいくらを、どの期間資金を使用するのかについて決めておく必要があります。

人材

農業参入を検討する法人には、人員の転属先として農業部門を考えている場合も多いでしょう。転属・転籍については個別に締結している労働契約によりますが、労働条件が極端に変わる場合は社会保険労務士など専門家に相談しましょう。

また、農業の割合が大きくなる場合、登記簿謄本・定款・就業規則などの社内規定・個別の労働契約の見直しなどが必要になる可能性があるので注意が必要になります。

これらについては最寄りの法務局、社会保険事務所等へ相談されることをおすすめします。別法人を設立して人員を活用したい場合においては、その人とじっくり話し合いを行い、合意を得た上で、転属・出向などの手続きが必要となります。

見方を変えるとそれぞれの社員の方は間違いなく農作物の消費者です。消費者の立場に立って「こういった野菜の美味しい食べ方がある」「この果物はこうやって加工したらもっと買うのに」と普段感じられている方も多いはずです。

農業参入を検討する際には、この「消費者の立場」が非常に大切です。いつもよりもう一步踏み込んで、「この作物にどのような加工を施したら売れるのか？」「この作物はこんなPRをすれば売れる。」「自社の技術を農作物の加工に転用することができないか？」といった観点で見直してみましよう。

総務・経理・情報システムなどの対応

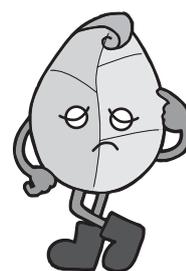
新規事業を開始する際に現在の事務の流れを変えなければならないのはよくあることです。農業の場合においても経理担当者は農業簿記についての講習会などに参加して会計処理ができるようにしておく必要があります。

農業というのはこれまで個人経営的な管理がされていた場合が多く、企業の総務・経理などの担当者から見れば、これまでの管理ノウハウを用いて新しい管理手法を考案する余地が多く残されています。考えようによってはこれまで企業内で行っていた管理ノウハウそのものが大きな資産と言えるでしょう。

同一法人内で農業参入する場合は、税務申告用の財務会計とは別に部門別管理などの管理会計をしっかりと行い、農業単独での利益計算ができるようにしておく必要があります。

また、別法人にした場合は現在の事業と必ずしも勘定科目を一致させる必要はありませんが、同じ経理担当者が両方の決算を行う場合、伝票・帳票などが混ざらないように注意が必要です。別法人にする場合はできれば別の経理担当者を設置して行う方が混乱は少なくすすむかもしれません。

何を、どこで、どうやって作るのか？
どうやって売るのか？



これまで検討した内容をふまえた上で、始める農業の内容（作目・生産方法）、これらの作物にどこまで加工を施したものを商品とするのか、参入の形態（直接参入・別法人の設立）、誰に売るのか？（卸売市場を通すのか？通さないのか？）、そのための資金・設備投資はどうするのか？といったことを決めていきます。

自社に足りない要素はなにか？

計画した農業参入を実際行おうとしても、多くの企業の場合、現在の自社の経営資源で対応できないことがあると予想されます。

ノウハウ

計画を実現させるためには、不足している経営資源を社外から補う必要があります。最も不足しがちな経営資源は「生産のノウハウ」だと予想されます。

これについては、農業大学校での研修制度を利用したり、農協・県農林振興センターに相談するなどして補いましょう。

農作業従事者

誰が実際の農作業を行うか？ということが問題になると考えられます。経営者にとっては現在雇用している従業員の転属・出向などによるリストラ防止を目的として農業参入を検討されている方も多いと思います。

法的な問題に関しては、社会保険労務士に相談されると良いでしょう。基本的には雇用関係とはいえ人間対人間ですので、まずは農業従事者の候補者とじっくり話し合いの場を持つことが先決です。話し合いの結果、双方合意の基に農作業をする人材がやりがいを感じられるようであれば、継続が困難になる恐れがあります。

不足する資金

自己資金ですべてまかなえる場合は別ですが、「自社の資源で何が農業に使えるのか？」の農業に投資できる資金という項目でも述べましたが、農業は回収に時間がかかる事業でありすべてを自己資金でまかなえるとは限りません。

設備投資資金・運転資金については金融機関からの借入も念頭に置く必要があると考えられます。

また、農業を営む法人となると、農業制度資金を利用できるようになります。農業制度資金は長期・低利の資金であり、資金使途も幅広いことから、積極的に利用すべき便利な資金です。したがって農業制度資金を借り入れることができるようになるには、どのような手続きが必要で、クリアすべき法制度が何なのかを検討しなければなりません。

ただ、資金の借入にあたっては、生産計画とリンクした無理のない資金返済計画をたてておく必要があります。資金返済計画の策定や、どの資金を活用した方がいいのかという点について、相談できる機関を見つけておくことがポイントです。

2. 事業計画の作成

次に必要な作業は、これまで見てきた内容を計画書としてまとめていく作業です。事業計画書に定型的なフォーマットというのは存在しませんが、これから開始する農業経営の全体像を社内や第三者に対して、できるだけわかりやすく記載する必要があります。

事業計画書を提示する先としては以下のような先が考えられます。

- ・社内・・・社内経営会議資料として
- ・取引先・・・取引先への説明資料として
- ・金融機関・・・金融機関からの資金調達の道具として（直接金融・間接金融）
- ・顧客・・・顧客へのPR資料の情報元として
- ・支援機関等・・・他機関に農業経営に関する相談をする際のたたき台として

検討内容をまとめる

ここまでのところで、農業にどういう形態で参入していくのか？作物は何を作るのか？どうやって作るのか？どこに売るのか？といった点について、いくつかの案が出そろっていると考えられます。

これから事業計画作成の流れを説明します。実際の計画を作る場合、単一作物だけ栽培している場合は、繁忙期と閑散期の差が激しく雇用の継続も困難であると考えられます。したがって、繁忙期が重ならない複数の作物を栽培することによって作業の平準化を図ることも重要なポイントです。

しかし、複数の作物を組み合わせる事業計画の作成は話が煩雑になり、わかりにくくなると思われますので、この項ではトマトのみを栽培するという前提で5年間の利益計画・資金計画の作成の仕方を説明していきます。データは 島根県農林水産部編集・発行の「農業経営指導指針 平成15年3月」を参考にしています。

以降で使用する前提条件

作目：トマト 作型：半促成 品種：桃太郎
該当する地域：平坦地域

栽培技術の特徴：無加温 1本仕立て10段どり栽培
生産物価格設定：広島市場の4～7月平均単価

H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	平均
267.8	278.8	240.9	196.2	213.5	239.4

栽培面積：1ha
面積に比例して収穫量・設備投資額・稼働人員・変動費が増加すると仮定する。

利益計画・資金計画に必要な資料を作る

作業スケジュールの作成

図2-2-1 トマト栽培の作業スケジュール

月別	旬	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	

注： は種まき、 は定植、 は収穫

労働時間の確認

スケジュールを詳細に検討し、たとえば次のような表で労働時間を確認します。
ここでは栽培面積1haを想定して概算で作成しています。

表2-2-1 労働時間の確認

月別	旬	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
種苗準備	上										32	32		64
	中													0
	下													0
育苗	上	64											64	128
	中	64										80	64	208
	下	64										160	160	384
ハウス被覆	上										128		448	576
	中													0
	下													0
定植準備	上	80	80										96	256
	中	80												80
	下	80												80
定植	上		512											512
	中													0
	下													0
保温・喚起	上	16	16	40	24	8								104
	中	16	24	40	24	8								112
	下	16	32	48	16	8								120
かん水、追肥	上		32	32	40	40	24	16						184
	中		32	32	40	40	24	8						176
	下		32	32	40	40	24							168
栽培管理	上	80	200	144	64	32	40							560
	中	80	200	144	64	32								520
	下	80	200	144	64	32								520
防除	上		16	24	48	24								112
	中		16	24	48	24								64
	下		16	24	48	24								64
収穫	上					160	376	128						664
	中					216	376	64						656
	下				80	288	328	64						760
後片付け	上								160					160
	中													0
	下													0
(選別・包装等)	上													0
	中													0
	下													0
合計	上	160	720	288	232	320	456	184	160	0	32	32	160	2,744
	中	160	152	272	208	328	480	72	0	0	128	80	512	2,392
	下	160	144	296	304	424	384	224	0	0	0	160	160	2,256
	月計	480	1,016	856	744	1,072	1,320	480	160	0	160	272	832	7,392

[表 2 - 2 - 1] 労働時間をみてわかることは、繁忙期と閑散期の必要な労働時間の差が大きいことです。このことから複数の作物の栽培を行い、作業を平準化する工夫が必要なことがわかります。

労働時間に対して、人件費が発生しますが、ここでは、時給800円として計算します。年間の作業時間が7,392時間なので、時間単価800円をかけて591万3千6百円となります。これが年間の純粋な農作業での人件費となります。

農作業以外の経営管理にどの程度の費用がかかるかということは各企業によってまちまちだと思いますので、このケースでは年間50万円かかるという前提で試算を行います。

次に作物・栽培方法・栽培規模を決定したら農業経営指導指針などに従い、必要となる設備投資の内容について確認します。ここでは1haの規模で想定される設備投資について記載します。

資材

表 2 - 2 - 2 設備投資

種別	構造・能力	数量	取得価格(単位:千円)	残存率	耐用年数
作業舎兼収納舎	鉄筋スレー 66m ²	3	10,692	10%	22
パイプハウス本体(平坦型)	7.2m×50m	24	32,964	10%	10
灌水ポンプ(2サイクルエンジン)	2.2ps	6	540	10%	8
育苗ハウス本体(平坦型)	7.2m×50m	9	12,362	10%	10
換気扇	径1.0m一式	24	2,496	10%	10
農用井戸(地下水)	打込式:7m	3	120	10%	15
濾過器(ディスクフィルター)	AR-316L	6	174	10%	5
トラクター(本機)	20ps	1	1,567	10%	8
ロータリー	幅1.4m	1	306	10%	5
管理機	6.2ps	1	288	10%	5
動力噴霧器	可搬6.0ps	3	453	10%	5
運搬車(クローラ型)	6.0ps	1	420	10%	4
トラック	4WD660cc	1	797	10%	4
合計			63,179		

[表 2 - 2 - 2] に示したように、主に施設や農業機械などです。どのようなものをどのくらい投資すべきか、という点については事前に十分検討することが健全経営を行うポイントのひとつです。過剰投資にならないよう注意が必要です。

設備の減価償却については資産の内容に応じて定額法、定率法を使い分けて行いますが、ここでは単純化してすべて定額法で費用を毎期計上するものとして減価償却を計算すると以下ようになります。

表2-2-3 減価償却費

(単位：千円)

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
作業舎兼収納舎	437	437	437	437	437
パイプハウス本体（平坦型）	2,967	2,967	2,967	2,967	2,967
灌水ポンプ（2サイクルエンジン）	61	61	61	61	61
有苗ハウス本体（平坦型）	1,113	1,113	1,113	1,113	1,113
換気扇	225	225	225	225	225
農用井戸（地下水）	7	7	7	7	7
濾過器（ディスクフィルター）	31	31	31	31	31
トラクター（本機）	176	176	176	176	176
ロータリー	55	55	55	55	55
管理機	52	52	52	52	52
動力噴霧器	82	82	82	82	82
運搬車（クローラ型）	95	95	95	95	95
トラック	179	179	179	179	179
合計	5,479	5,479	5,479	5,479	5,479

実際の処理を行う際には税理士などに相談してください。

次に販売先毎の売上予測を作成します。

先にも述べたように販売経路については、農協を経由する場合とそうでない場合に大きく分けることができます。

農協を経由する場合においては、近隣の農協などに相談をし、販売計画を作成します。直接市場に出す場合においては、どのような経路でどのくらいの分量を出荷するのか、ということを決めます。

また、小売店などと直接契約を行う場合や、通信販売など新しい流通形態も検討する必要があるでしょう。

売上予測は [販売先毎の予測単価 × 販売数量] という式で考えます。ここでは、栽培面積 1 ha において毎年 110 t の量が出荷されることを想定して概算で作成しています。販売単価については平成 9 年～13 年の広島市場における 4～7 月の平均単価 293.4 円 / kg で計算をします。

次に費用については売上原価・販売費及び一般管理費に分けて考える必要があります。農業生産に直接かかっている内容が原価でそれ以外の販売にかかる経費・事務にかかる経費などが販売費及び一般管理費です。先ほど求めた人件費・減価償却費も損益計算書に表れてきます。

表 2 - 2 - 4 費用予測

（単位：千円）

費目		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
売上原価	人件費 管理	500	500	500	500	500
	人件費	5,914	5,914	5,914	5,914	5,914
	雇用労働費	0	0	0	0	0
	種苗費	442	442	442	442	442
	肥料費	365	365	365	365	365
	農業薬剤費	175	175	175	175	175
	動力光熱費	813	813	813	813	813
	諸材料費	3,234	3,234	3,234	3,234	3,234
	農機具費	80	80	80	80	80
	減価償却費	5,479	5,479	5,479	5,479	5,479
	小計	17,001	17,001	17,001	17,001	17,001
販売費及び一般管理費	販売経費	2,518	2,518	2,518	2,518	2,518
	共済掛金	24	24	24	24	24
	その他	0	0	0	0	0
	小計	2,542	2,542	2,542	2,542	2,542
合計	19,543	19,543	19,543	19,543	19,543	

以上の内容に基づいて利益計画（損益計算書）を作成すると以下のようになります。

表 2 - 2 - 5 利益計画（損益計算書）

（単位：千円）

科目 \ 期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
売上高	26,334	26,334	26,334	26,334	26,334
売上原価	17,001	17,001	17,001	17,001	17,001
売上総利益	9,333	9,333	9,333	9,333	9,333
販売費及び一般管理費	2,542	2,542	2,542	2,542	2,542
営業利益	6,791	6,791	6,791	6,791	6,791
営業外費用 1	5,735	4,440	4,440	4,440	4,440
経常利益	1,056	2,351	2,351	2,351	2,351
税引前当期利益	1,056	2,351	2,351	2,351	2,351
法人税等 2	316	705	705	705	705
当期利益	740	1,646	1,646	1,646	1,646

1 営業外費用は、借入金3,900万円に対利息（年利2%）とし計算しています。

2 法人税等は税引前当期利益に対して30%としています。

次に利益計画（見積損益計算書）の結果と回収サイト、支払サイトを加味して資金計画を作成します。

ここでは、話をわかりやすくするために発生した回収・支払がすべてその期の内に行われるよう設定しています。

また、スタート時の資金を3,000万円と設定し、初年度に設備投資額の約2/3の3,900万円を借り入れるという計画にしています。

表2 - 2 - 6 資金計画（損益計算書）

（単位：千円）

項目	期別				
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
前期繰越金	30,000	10,040	17,165	24,290	31,414
収入	26,334	26,334	26,334	26,334	26,334
農産物売上代金	26,334	26,334	26,334	26,334	26,334
その他(営業外収入等)	0	0	0	0	0
支出	77,559	14,769	14,769	14,769	14,769
仕入代金	5,108	5,108	5,108	5,108	5,108
投資	63,179	0	0	0	1,217
賃金・給与	6,414	6,414	6,414	6,414	6,414
諸経費	2,542	2,542	2,542	2,542	2,542
法人税等	316	705	705	705	705
差引過不足	-51,225	11,565	11,565	11,565	10,348
財務					
借入	37,000	0	0	0	0
返済(含利息)	5,735	4,440	4,440	4,440	4,440
差引	31,265	-4,440	-4,440	-4,440	-4,440
次期繰越金	10,040	17,165	24,290	31,414	37,322

使用できる補助金・制度資金などについては、参考資料で紹介してありますが、実際に行う農業の作物・参入形態などにより使える制度、使えない制度がありますので、計画を作成する段階で企業参入促進員・最寄りの県農林振興センターなどに相談してみてください。

以上、ここでは、簡単に利益計画・資金計画の作成手順について見てきました。この例では利益も出て、資金繰りも比較的容易に記載していますが、実際は収穫量が予定した量を得られない、販売価格が下がる、資金を充てることができない、といったリスクの発生も考えられます。

事業計画は厳しく見積もることが大切ですが、設定を変えて何パターンも作成し、よく検討することが重要になります。



第3章

参入決定後の留意事項

1. 参入時の留意事項
2. 参入後、営農時の留意事項

60
63

第3章 参入決定後の留意事項

1. 参入時の留意事項

認定農業者制度の活用

認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的かつ安定した農業経営を目指し、プロとしての意欲を持って自ら作成した農業経営改善計画（5年後の経営目標）を市町村に認定された農業者のことです。

認定農業者になると、農業経営をする上で有利となる低利融資制度、農地流動化対策、補助事業、価格安定制度など活用できる支援措置が広がります。

農業参入に係る許認可・支援施策申請手続き

農業経営を開始するためには、さまざまな準備、手続きが必要となる場合があり、それぞれの手続きには時間を要しますので、十分な余裕を持って準備しておくことが重要です。

農業振興地域内での営農

各市町村において、農業を振興して行くための地域を指定しています。そのうち農用地として指定されている区域内において、農業用施設や事務所など建設する場合、市町村の農用地利用計画の変更が必要となります。

この手続きには時間を要する場合（受付が年に1～2回のみ）が多いため、十分な余裕をもって、市町村あるいは市町村農業委員会に相談することが必要です。

農地転用

農地に農業用施設や事務所などを建てる場合には、農地法の許可が必要となる場合もあるため、事前に農業委員会へ相談しておく必要があります。

これにも2～3ヶ月は時間を要するため、十分な余裕を持って申請する必要があります。

農業制度資金

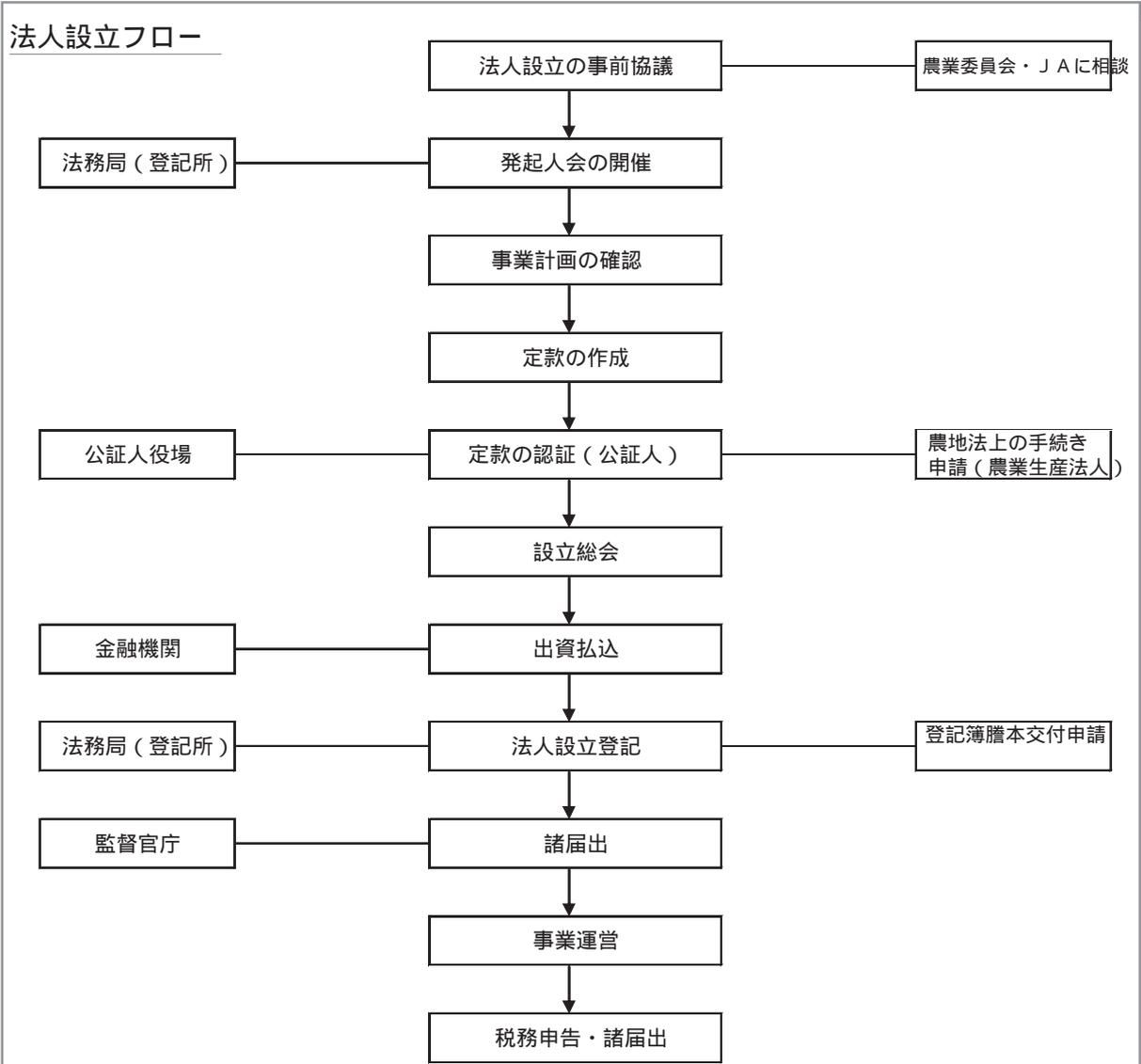
借入申込から貸付決定までの間に、融資審査及び利子補給審査等実施されることから時間を要します。また、資金によっては毎月の申込期限が決められていることもありますので、申込前に確認しておく必要があります。

各種補助事業

国や県、市町村において、農業を振興するための各種補助事業がありますが、補助事業により、補助対象者や事業内容が定められており、計画書に記述する内容や申請するタイミングも異なります。

また、各補助事業の予算は限られていることから、活用したい補助事業がある場合は、半年～1年以上前から各市町村へ相談しておく必要があります。

法人設立手続きの流れ



(注)この図は大まかな手順をあらわしたものです。
 実際は農事組合法人は定款の認証が不要であることなど法人の形態によって異なる手続きもあります。

国や県段階において、農業法人の情報収集や仲間作りのための任意組織として農業法人協会があります。

本県にも「島根県農業法人協会」がありますので、加入については島根県農業会議へお問合せ下さい。

円滑な経営のために

運転資金

農業経営では、農畜産物を生産して収入を得るまでに時間を要し、特に果樹や畜産経営の場合は経営が安定するまでに数年を要することから、その間の運転資金については、経営計画以上に余裕を持って確保しておく必要があります。

計画的な生産・販売

作目によっては、例えば葉たばこのように契約栽培であるものや、米や牛乳、鶏卵のように生産調整が行われているもの等は、生産計画の段階で関係団体（たばこ耕作組合、農協、生産者団体等）へ話をしておく必要があります。

また、その他の作目についても取引先（直売先や農協等）との調整なしに生産することは適当ではありません。

2. 参入後、営農時の留意事項

農業共済への加入

農業は自然の影響を強く受けます。生産者が災害を受けたとき、その損害を補償し、農業経営の安定に資するのが農業共済です。

また、国の災害対策の柱として「農業災害補償法」に基づいて行われており、生産者の相互扶助を基本としてつくられています。

共済の対象となるのは農畜産物や施設です。また、加入については、農作物共済は水稲・麦ごとの耕作面積が一定規模以上の生産者は、当然に加入することとなっています。

その他の共済事業（家畜・果樹・畑作物・園芸施設）の加入は、生産者の選択に委ねられています。

農業共済は、地域によって選択できる方式が違います。詳しくは、お近くの農業共済組合（NOSAI）へ問い合わせて下さい。

価格安定制度・担い手経営安定対策

農畜産物の価格が安定することは、農業生産の安定だけでなく、国民生活の安定にも大きく寄与します。農産物の需給変動による価格への影響を抑えるため、国は様々な価格安定対策を設け農業経営の安定を図っています。

価格安定制度は、それぞれの農畜産物に応じて設けられていますので、詳しくは参考資料をご覧ください。

特徴ある農産物等の生産を行う場合

食の安全への消費者の関心は高まっており、市場出荷野菜ではトレーサビリティ（生産履歴）が求められるようになりました。減農薬・減化学肥料栽培や無農薬・無化学肥料栽培での生産（物）を普通栽培の生産（物）と区別するため、JAS認証制度や島根県エコロジー農産物推奨制度が設けられています。また、食品の表示に生産地や添加物内容の明確化が義務付けされています。

これらの農産物や、加工品を作ろうとする場合は、それぞれのルールに従う必要がありますので、巻末の資料を参考にして下さい。

営農時の技術指導

栽培や飼育に関する技術資料は各種刊行物がありますし、簡易な内容ならインターネットで調べることもできるようになりました。

しかし、実際に作物の生育状況や家畜の状況を目で見て適切な判断を下すには、現場に足を運ぶことや経験が必要です。独りよがりの判断に陥らないためには、同じものを作っている仲間や技術的師匠がいることが望ましいのですが、次の機関で相談や指導を受けることができます。

農畜産物全般...県農林振興センター（農業普及部、家畜衛生部）
農業協同組合（営農部）
葉たばこ ...県たばこ耕作組合
農畜産物の被害相談...農業共済組合

経営の診断、検討

農業に限らず、企業経営を行う際は、

計画の策定

実行

結果把握・診断

検討・考察

といったマネジメントサイクルが必要です。実行しただけでなく、必ず結果を整理し顧みる必要があります。その一つの手順として経営診断があります。

- ・ 決算数値等を用いて、例えば利益率、回転率等の業績評価分析を行う
- ・ 計画数値等を用いて、資金繰り計画や損益分岐点の変動等の予測分析を行う

実際の現場管理では、これだけではなく、数値にとられない診断も必要となりますので、以下にその例を示します。

表3 - 1 - 1 農業経営診断のチェックリスト(例)

1. 経営者マインド

経営の長期ビジョンを持っている
 外部に明示している
 外部説明していないが明確である
 明確ではないが意識している
 持っていない、意識していない
 常に現場を巡回し、問題点の発見に努めている
 同業者、関係機関と連携し交流している
 後継者の育成・確保について考えている
 関連情報の収集・管理に努めている

2. 生産管理、作業管理

作業の記録が整備されている
 人別、日別、作業別、反省点等が分かる
 人別、日別、作業別に記録がある
 人別、日別に記録がある
 記録が不明確である
 生産や作業の計画を作成している
 生産や作業の内容・意味を作業者に理解させている
 生産や作業について工夫するよう仕向けている

3. 販売管理、購買管理

販売・購入の計画を立てている
 ビジョンを反映する計画である(年度計画、月別)
 市況や金利等のみ反映している(年度計画、月別)
 経営内事情のみ反映している(年度計画、月別)
 明確な計画を立てていない
 在庫の量や期間の調整に留意している
 仕入れ先の比較検討を行っている
 販売先の比較検討を行っている

4. 財務管理、資金管理

経理・出納の担当が明確である
 正確で明瞭な処理が行われている
 財務や資金の状況を理解した職員の割合が高い

5. 人事管理、労務管理

就業規則が守られている
 自由にものが言える雰囲気を作っている
 職員に意欲を起こさせる工夫をしている
 研修機会を与えている

参考資料集

支援策・補助事業・資金制度等

【基礎】

- 1．認定農業者制度
- 2．農地の利用
- 3．作物・栽培方法別 農地性の判断例
- 4．農地保有合理化事業

【参入前】

- 5．貸付金
- 6．補助事業

【参入時】

- 7．補助事業
- 8．制度資金

【参入後】

- 9．農業共済制度
- 10．価格安定制度
- 11．特徴ある農産物生産
- 12．制度資金





. 作目別経営収支試算例

作目別経営収支試算例

86

. 農地法

- 1 . 農地とは 90
- 2 . 農地の売買・貸借は許可制 90
- 3 . 農地の転用には許可が必要です 91
- 4 . 耕作権は厳重に守られています 91

I. 支援策・補助事業・資金制度等

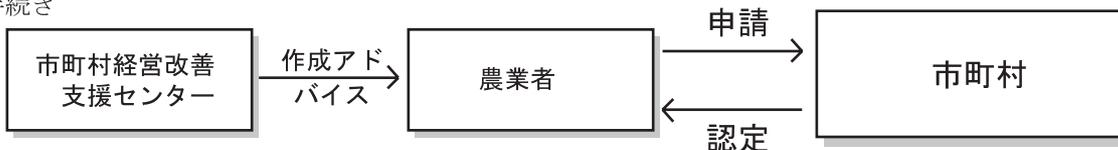
基礎

1. 認定農業者制度

○認定

農業者の立てた農業経営改善計画（経営規模の拡大、生産方式の合理化等の5年後の目標設定及び目標達成のための方策）が、市町村の定める農業経営基盤強化促進基本構想に照らし適切か、計画達成は確実か、農用地の効率的かつ総合的利用を図る上で適切かを審査して認定されます。

○手続き



○認定農業者への支援措置

①資金

- ・農業経営基盤強化資金（通称「スーパーL資金」）
- ・農業経営改善促進資金（通称「スーパーS資金」）
- ・農業近代化資金

②税制

- ・割増償却制度
一定の経営規模を拡大した場合、機械・施設の減価償却費を最長5年間、割増計上できる。
（割増率 → 農業参入と同時に認定農業者となったとき30%、その他20%）

③農用地の利用集積

- ・認定農業者農地集積調整事業
認定農業者からの利用権設定などの申し出により、農業委員会が利用調整活動を行う。
- ・土地利用型大規模経営促進事業
農地保有合理化法人から農地を取得した認定農業者に対して、農地取得に伴う初期負担の軽減を図るために、助成金を交付
- ・担い手育成農作業受委託促進事業
- ・農地売買円滑化事業

④農業生産基盤・機械施設整備

- ・農業経営展開支援リース事業
認定農業者がリース方式により機械・施設導入を図る場合、リース料の一部を助成

問合せ先 市町村

2. 農地の利用

農業生産法人要件を満たす法人の場合、農地の取得、賃借、使用が可能となりますが、農地の権利を取得する条件として下記のものがあります。

- ・農地のすべてについて耕作の事業を行うこと、
- ・農地の取得後において必要な農作業に常時従事すること
- ・農業経営の状況、事務所から権利を取得する農地までの距離等からみて、その農地を効率的に利用すること。
- ・農地の権利取得後の経営面積が下限面積以上となること。
（例外）①野菜、花卉などで集約栽培が行われる場合は適用除外。
②構造改革特区の認定を受けている場合は10a以上

問合せ先 市町村農業委員会

3. 作物・栽培方法別 農地性の判断例

判断	形態	作物	概念図	作物類例
農地となるもの	露地	水稲 (水田)		水稲、れんこん、くわい、ジュンサイ等の水田栽培作物、及び、大豆、麦、玉ねぎ、青ねぎ、等の転作作物
		野菜		キャベツ、大根、にんじん、じゃがいも、さつまいも、いちご、ブロッコリー、大豆、麦、玉ねぎ、青ねぎ、白ねぎ、つまもの等
		特用作物		葉たばこ、茶、こうぞ、みつまた、い草
		果樹		ぶどう、梨、柿、いちじく、ブルーベリー、りんご、みかん、くり、くわ、等
		苗		野菜苗、水稲苗、花卉苗、果樹苗、林業苗、あし・カヤ苗、等
		花き		チューリップ、スイセン、カバープランツ、他
		花木		園芸用花木、庭木、盆栽、等
	施設 (ハウス)	野菜		いちご、トマト、メロン、きゅうり、青ねぎ、葉ねぎ、つまもの等
		特用作物		茶
		果樹		ぶどう、柿、いちじく、等
		苗		野菜苗、水稲パレット苗、花卉苗、果樹苗、等
		花き		チューリップ、スターチス、電照キク、トルコキキョウ、花壇用ポット苗、贈答用花鉢植、等の地直植・地直乗せ栽培
		花木		千両、万両、しきみ、等
		農地でないもの	施設 (ハウス)	野菜
果樹				ぶどうポット栽培、ブルーベリーポット栽培、サクラソボポット栽培、いちじくポット栽培、等のポット栽培
苗				野菜ポット苗ベンチ栽培、花壇用ポット苗ベンチ栽培、等
花き				贈答用花鉢植ベンチ栽培、等ベンチ等により地面から離れて栽培されるもの
花木				千両、万両、しきみ、等のポット栽培等
菌類				菌床しいたけ、菌床シメジ、菌床えのき茸、その他菌床菌類栽培
農業でないもの	水田			養魚池
	山林	菌類		椎茸原木栽培

4 . 農地保有合理化事業

農業経営基盤強化促進法に基づき、農地保有合理化法人が規模縮小農家等の農地を買入れ（借入れ）、一定期間保有した後に担い手農家に売渡し（貸付け）を行うもの。

特徴 中間保有・再配分機能
（売り手と買い手双方の条件がすぐに整う場合であれば、市町村が行う利用権設定等促進事業とほとんど差がないが、合理化事業では原則5年以内の中間保有ができることから、貸し付けた後に売り渡すことも可能）

メリット

- ・譲渡所得の特別控除800万円（買入れ協議制度の場合は1,500万円）
- ・公社から買う場合は、登録免許税、不動産取得税が軽減
- ・貸借の場合、貸し手に小作料一括前払いする制度がある

問合先 しまね農業振興公社、市町村農業委員会等

参入前

5 . 貸付金

農業参入意向企業調査研究支援事業

対象者	農業参入（ 1 ）を希望する企業 1 「農業参入」・・・業として農業を行うこと
事業内容	消費者ニーズの把握、農産物・加工品等の販売ルートの開拓、加工品等の研究・試作、先進地視察研修、従業員の研修等に要する経費の1/2を無利子貸与。
事業期間	原則として貸付決定後1年間以内 （特に必要と認められる場合は2年間以内）
返還免除	調査・研究開始後、原則1年間以内に農業参入し、その後引き続いて1年間県内において農業を行ったときは、資金の返還債務を全額免除。 ただし、農業参入しなかった場合、及び参入後一年以内に農業を行わなくなった場合は、全額一括返還。
事業費	調査研究等に要する費用の1/2を無利子貸与。貸与限度額は2,000千円。

問合せ先 県庁農業経営課・県隠岐支庁農林局・農林振興センター農業振興グループ

6 . 補助事業

建設産業新分野進出支援事業

対象者	新分野進出の調査研究を行う県内の建設業者等 1 「建設業者等」には測量等コンサルタントを含み、個人事業者も可。
事業内容	新分野への進出を検討するために行う事前の調査又は研究等の取組みに要する費用を助成。
事業費	調査研究等に要する費用の額の2/3以内を助成。なお、助成限度額は500千円。

問合せ先 県土木部土木総務課建設産業対策室

参入時

7. 補助事業

(1) 国庫事業 — 経営構造対策事業

対象者 3戸以上の農業者の組織する団体等
 事業内容 集落単位から大字単位の範囲を地区として、農業の担い手となる経営体の確保・育成を図るために、幅広い関係者の合意を基本として、生産・流通・加工等の施設を総合的に整備する事業です。
 補助内容 農業生産・加工・販売するための施設・機械の整備、土地基盤整備にかかる事業費の1/2（機械は1/3）以内を補助します。
 事業費の上限は施設、機械により異なります。
 事業実施年度 平成12年度～21年度
 一部修正の可能性あり

問合せ先 市町村

(2) 県単独事業 — 企業参入促進整備事業

対象者 農業以外の業を営む企業（有限会社、株式会社、合資会社、合名会社）又は企業が農業参入するために新たに設立した子会社・関連会社。
 事業内容 新たに1名以上（産地づくり型は2名以上）の雇用をするなど地域農業・経済の活性化に貢献する企業が、農業参入する際に必要な施設や機械整備等の導入に対して支援を行い、農業経営体を育成する事業です。
 補助内容 農業生産・加工・販売するための施設・機械の整備、土地基盤整備にかかる事業費の1/3以内を補助します。
 事業費500千円～50,000千円（産地づくり型は50,000千円～100,000千円）。
 事業実施年度 平成17年度～19年度

問合せ先 県庁農業経営課、市町村
 県隠岐支庁農林局・農林振興センター農業振興グループ

(1) 畜産業振興事業 (独立行政法人農畜産業振興機構)

低コスト肉用牛生産特別事業 (社団法人中央畜産会)

対象者 農業協同組合連合会、JA、公社
ただし、肉用牛経営者に委託し、実証展示期間終了後肉用牛経営者に継承することができます。

事業内容 低コスト肉用牛生産の実証展示を行うために必要な飼養管理・飼料生産用の施設・機械の設置、飼料作物等の作付け条件の整備等を行うことができます。

補助内容 家畜飼養管理施設の整備、簡易な草地造成、研修施設の整備を行うことができ、その1/2以内が補助されます。

問合せ先 JA
県隠岐支庁農林局・農林振興センター農業振興グループ

8 . 制度資金

金利は変動します。

(1) 農業近代化資金

資金概要	J A、銀行等の融資に対し、国・県が利子補給を行い、低利に資金融通します。
貸付対象者	認定農業者
資金使途	施設・機械整備、果樹等植栽・育成、家畜購入・育成、運転資金等
貸付利率	認定農業者 0.75～1.55%
貸付限度額	法人 2億円
融資率	認定農業者 100%（法人3,600万円まで。それを超える場合は80%）
償還期限	7～15年以内（うち据置期間2～7年以内）
債務保証	島根県農業信用基金協会の保証が可能

問合せ先	J A、銀行等融資機関、 県隠岐支庁農林局・農林振興センター農業振興グループ
------	---

(2) 農業経営基盤強化資金（通称：スーパーL資金）

資金概要	農林漁業金融公庫の融資に対し、行政等が利子補給を行い、低利に資金融通します。 農林漁業金融公庫の直貸とJ Aからの転貸があります。
貸付対象者	認定農業者
資金使途	施設・機械整備、果樹等植栽・育成、家畜購入・育成、農地取得、運転資金等
貸付利率	0.75～1.7%
貸付限度額	法人 5億円
融資率	100%
償還期限	25年以内（うち据置期間10年以内）
債務保証	転貸の場合、島根県農業信用基金協会の保証が可能

問合せ先	農林漁業金融公庫、J A 県隠岐支庁農林局・農林振興センター農業振興グループ
------	---

(3) 企業の農業法人育成推進利子補給事業

事業概要	農業近代化資金、スーパーL資金を貸り受けた者に対して県、市町村（任意） が上乘せ利子補給を行います。
貸付対象者	認定農業者（法人のみ）
資金使途	施設・機械設備、土地取得、借地料、賃借料の一括払い
貸付利率	0.0～0.85%
貸付限度額	1億円
利子補給期間	農業機械5年以内、その他10年以内

問合せ先	J A、銀行等融資機関 県隠岐支庁農林局・農林振興センター農業振興グループ
------	--

(4) 農業経営改善促進資金 (通称 : スーパー S 資金)

資金概要	国、県、融資機関の原資をもとに、認定農業者に対し運転資金を融通します。
貸付対象者	認定農業者
資金用途	運転資金
貸付利率	1.4%
貸付極度額	法人 2,000万円 (畜産・施設園芸経営を含む場合は4倍)
融資率	100%
償還期限	1年以内 (当座貸越の場合は、1年程度)
債務保証	島根県農業信用基金協会の保証が可能

問合せ先	J A、銀行等融資機関 県隠岐支庁農林局・農林振興センター農業振興グループ
------	--

(5) 企業参入促進資金

資金概要	J A、銀行等の融資に対し、県が利子補給を行い、低利に資金融通します。
貸付対象者	企業参入促進整備事業の対象となる企業 企業参入促進整備事業の要件を満たす企業
資金用途	施設・機械整備、果樹等植栽・育成、家畜購入・育成、運転資金等
貸付利率	1.7%
貸付限度額	の企業にあっては、補助残相当額の80% (認定農業者並企業の場合は100%) と運転資金1,000万円 (産地づくり型は2,000万円) の企業にあっては、5,000万円 (うち運転資金は1,000万円までとし、運転資金のみの借入は不可)
融資率	80% (認定農業者並企業は100%)
償還期限	15年以内 (うち据置期間3年以内)
債務保証	島根県農業信用基金協会の保証が可能

問合せ先	J A、銀行等融資機関 県隠岐支庁農林局・農林振興センター農業振興グループ
------	--

参入後

9 . 農業共済制度

農業を営む法人であれば、主たる事務所の所在地のある市町村を区域とする共済組合（広域連合）の組合員となることができます。

県内には5つの共済組合、広域連合があります。

島根県東部農業共済組合（対象区域：松江市、安来市、八束郡）

出雲広域農業共済組合（対象区域：出雲市、雲南市、仁多郡、飯石郡、簸川郡）

石見農業共済組合（対象区域：大田市、浜田市、江津市、邇摩郡、邑智郡、那賀郡）

石西地区農業共済組合（対象区域：益田市、鹿足郡）

隠岐広域連合（対象区域：隠岐郡）

それぞれの組合で取り扱っている共済事業の種類等については、次表を参照して下さい。

問合せ先	島根県東部農業共済組合 出雲広域農業共済組合 石見農業共済組合 石西地区農業共済組合 隠岐広域連合
------	---

島根県の農業共済事業

事業の種類	加入の対象は（共済目的）	事業の内容は	加入基準（方法）は
農作物共済	水稲・麦	災害による農作物の減収量に対する損失の補償	当然加入 水稲20a～30a以上 麦 10a～30a以上 (各NOSAIにより異なる) 当然加入基準以下でも加入できません
家畜共済	牛・馬・豚	家畜の死亡・廃用事故と病傷事故に対する損失の補償	蓄種ごとに全頭包括して加入（義務加入）
果樹共済	ぶどう かき くり	災害による果実の減収量に対する損失の補償	各々の果実ごとに栽培面積が5a以上（義務加入）
畑作物共済 (大豆)	大豆	災害による畑作物の減収量に対する損失の補償	5a以上（義務加入）
園芸施設共済	ガラス室・プラスチックハウス・雨よけ施設・附帯施設・施設内農作物	災害による施設の被害と施設内農作物の損害の補償	園芸施設の設置面積が2a以上（義務加入）
建物共済	建物・家具類等	災害による建物・家具類等の損害補償	任意加入
農機具損害共済	農機具	災害による農機具の損害補償	任意加入
農機具更新共済	農機具	災害による農機具の損害補償と買換え資金の積み立て	任意加入

参考資料

補償は	掛け金の国庫負担は	共済責任の期間は	損害評価は
<p>3割以上の被害を補償 (一筆方式)</p> <p>1割以上の被害を補償 (全相殺方式) (但し、条件あり)</p>	<p>県平均</p> <p>水稲50.0%</p> <p>麦 53.0% (平成14年)</p>	<p>水稲</p> <p>田植えから収穫まで (直播の場合は発芽期から)</p> <p>麦</p> <p>発芽期から収穫まで</p>	<p>耕地の一筆ごと</p> <p>全相殺方式については 組合員ごと</p>
<p>共済価額の8割まで補償</p>	<p>牛・馬 50%</p> <p>豚 40%</p>	<p>共済掛金納入の翌日から1年間</p> <p>肉豚は生後20日 ~ 第8ヶ月目の末日</p>	<p>1頭ごと</p>
<p>3割以上の被害を補償(半相殺)と2割以上の被害を補償(全相殺)</p> <p>4割以上の被害を補償(樹園地)</p>	<p>50%</p>	<p>花芽の形成期から収穫まで</p>	<p>組合員ごと</p>
<p>2割以上の被害を補償(半相殺・全相殺)</p> <p>3割以上の被害を補償(一筆方式)</p>	<p>55%</p>	<p>発芽期から収穫まで</p>	<p>組合員ごと</p>
<p>共済価額の8割まで補償</p>	<p>50%</p>	<p>共済掛金納入の翌日から 加入月数の間 (4ヶ月~12ヶ月)</p>	<p>1棟ごと</p>
<p>1棟当たり</p> <p>火災 5,000万円</p> <p>総合 1,500万円</p> <p>セット6,500万円</p>	<p>なし</p>	<p>共済掛金納入の日から1年間</p>	<p>1棟ごと</p>
<p>1台当たり</p> <p>500万円</p>	<p>なし</p>	<p>共済掛金納入の日から1年間</p>	<p>1機種ごと</p>
<p>1台当たり</p> <p>500万円</p>	<p>なし</p>	<p>共済掛金納入の日から 3年~8年</p>	<p>1機種ごと</p>

10 . 価格安定制度

(1) 水稲 ー 稲作所得基盤確保対策

- 対象者 生産調整実施者で、かつ集荷円滑化対策に係る抛出を行っている者
- 対象米穀 農産物検査を受検した米穀（加工米除く）、米穀安定供給支援機構が行う支援の対象となる米穀、生産目標数量の範囲内の米穀等の要件を全て満たす米穀
- しくみ 当年産価格が基準価格を下回った場合に、その差額の5割 + 300円/60kgが補てんされます。
基準価格：県の上場上位3銘柄の直近3年の加重平均価格。
- 抛出単価 基準価格の2.5%

問合せ先 JA

(1) 水稲 ー 担い手経営安定対策

- 対象者 水田経営面積が4ha以上ある認定農業者等で、稲作所得基盤確保対策に加入していること。
- しくみ 稲作所得基盤確保対策の上乗せとしてH16年度から実施されます。
当該年の県の10a当り稲作収入が基準収入を下回った場合に、その差額の9割から稲作所得基盤確保対策補てん金等を控除した額に、加入契約面積を乗じた額を補てんする。
基準収入：県の直近3年平均の10a当り稲作収入
- 抛出金 基準収入の1%程度

問合せ先 JA

(2) 大豆 ー 大豆作経営安定対策 (大豆作経営安定資金)

- 対象者 大豆生産者
 しくみ 当年産の販売価格が、あらかじめ銘柄ごとに定めた補てん基準価格 を下回った場合に、その8割を補てんする。生産者は事前に参加契約及び数量契約を行い、当該申込数量に応じた拠出金の納付を行う。
 補てん基準価格：過去3年間の販売価格の平均
 拠出単価 補てん基準価格の3%。

問合せ先 J A

(2) 大豆 ー 大豆交付金制度

- 対象者 J A等生産者団体を通じて出荷を行っている生産者
 対象大豆 J A等生産者団体を通じて出荷された大豆(ただし、大豆作経営安定対策への拠出を行っていること)。
 しくみ 生産年の前年に定めた全銘柄共通の単価 を定額助成されます。
 ただし、大豆の販売価格が、農林水産大臣が定める生産費水準を超える場合は助成額は調整されます。
 (参考) H16年産では8,120円/60kg

問合せ先 J A

(3) 野菜 ー 野菜価格安定対策事業

- 概要 市場に出荷された野菜の価格低落の影響を緩和
 対象者 J Aを通じて出荷を行っている次の生産者、国の指定・特定産地の生産者(1)、県単独事業対象産地の生産者
 1 「平成17年度野菜価格安定対策事業対象品目一覧」参照
 しくみ 当年産の販売価格があらかじめ定めた保証基準額(2)を下回った場合に、その8~9割を補てんします。ただし、最低基準額も決まっています。
 指定産地等で生産され、全農を通じて対象市場へ共同出荷された対象野菜が対象となります。
 2 保証基準額：過去の市場価格から決められた平均価格に0.8~0.9を乗じた価格
 負担金 あらかじめ積み立てる基金の16.7%~20%

問合せ先 J A

(4) 肉用牛 ー 肉用子牛生産者補給金制度

対象者 肉用子牛生産者
しくみ 四半期ごとに農林水産大臣が告示する全国の肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、その期間中に肉用子牛を販売したり、自家保留していれば、生産者補給金が交付されます。
ＪＡなどを通じ、畜産振興協会と交付契約を結びます。また子牛の登録申込みと個体登録を行わなければなりません。
積立金 生産者積立金の1/4

問合せ先 　ＪＡ

(4) 肉用牛 ー 肉用牛肥育経営安定対策事業

対象者 肉用牛肥育経営農家
しくみ 肥育牛1頭当りの推定所得が発動基準となる平均家族労働費を下回った場合に差額の8割を補てんします。
ＪＡなどを通じ県畜産振興協会と交付契約を結びます。また、肥育牛の登録申込みが必要です。
拠出金 地域積立金の1/4

問合せ先 　ＪＡ

1.1. 特徴ある農産物生産

(1) 島根県エコロジー農産物推奨制度

「島根県エコロジー農産物」とは、エコファーマー（※）が堆肥などによる土づくりを行ったほ場で化学肥料と化学合成農薬の使用量と回数をそれぞれ通常の5割以上削減して栽培した知事推奨の農産物です。

※エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づいて、持続性の高い農業生産方式の導入計画を作成し、知事の認定を受けた農業者。

- (1) 手続き 生産ほ場のある市町村を管轄する県農林振興センター（県隠岐支庁農林局）に申請書を提出します。書類審査により、認定の可否を通知します。
推奨期間は承認日から出荷終了日までです。
- (2) 認定後 生産ほ場に看板を設置するとともに、「生産出荷管理記録」に管理状況を記録し（3年間保存）、出荷前にこの記録を添えて推奨マーク交付の申請を行います。
- (3) 推奨マーク 生産された農産物は「島根県推奨エコロジー農産物」として交付された推奨マークを貼り付けて出荷できます（推奨マークを出荷資材に印刷する方法もあります）。



問合せ先 県隠岐支庁農林局・農林振興センター農業振興グループ

(2) 有機JAS認証制度

有機食品の表示については、平成11年のJAS法改正により、有機農産物及び有機農産物加工食品の日本農林規格（有機JAS規格）が制定され、統一的な基準に基づいて生産されたもののみ「有機」・「オーガニック」と表示できることとなりました。

有機JASマーク



- (1) 手続き 生産者あるいは加工品製造業者は農林水産大臣から認定を受けた登録認定機関に申請書を提出します。登録認定機関は書類審査及び現地での実地検査を行い、適否を判定します。
認定されると有機JASマークを付して「有機〇〇」と表示して販売できるようになります。
- (2) 登録認定機関 有機農産物及び有機農産物加工食品の登録認定機関は66団体あります（H15.11月現在）。最新情報はJAS協会及び農林水産省等のホームページ上で確認して下さい。
- (3) 事前準備 具体的な細かい基準などは登録認定機関によって異なりますが、申請を行う前におくと望ましいことは、
①認定の技術的基準、有機JAS規格の理解
②責任者の選任、内部規定の作成や栽培等の記録（少なくとも過去3年の記録が必要）
③内部規定に沿った業務の実施
④認定機関の選択
⑤講習会の修了（できる限り申請前。無理な場合は認定後1年以内に修了する）
⑥その他の準備です。
- (4) 監査 認定後は年1回、認定機関の監査を受けることが必要です。

問合せ先 農林水産消費技術センター岡山センター
JAS協会 <http://www.jasnet.or.jp>
農林水産省 <http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heya/jasindex.htm>

12. 制度資金

金利は変動します。

(1) 農業近代化資金（認定農業者は「8. 制度資金」の内容に同じ）

資金概要	J A、銀行等の融資に対し、国・県が利子補給を行い、低利に資金融通します。
貸付対象者	認定農業者 主業農業者（農業の売上高が総売上高の過半または農業粗収益1千万円以上、常時従事者である構成員がいる、簿記記帳の実施、これらの要件を満たす法人）
資金使途	施設・機械整備、果樹等植栽・育成、家畜購入・育成、運転資金等
貸付利率	認定農業者 0.75～1.55% 主業農業者 1.7%
貸付限度額	法人 2億円
融資率	認定農業者 100%（法人3,600万円まで。それを超える場合は80%） 主業農業者 80%
償還期限	7～15年以内（うち据置期間2～7年以内）
債務保証	島根県農業信用基金協会の保証が可能

問合せ先 J A、銀行等融資機関、
県隠岐支庁農林局・農林振興センター農業振興グループ

(2) 経営体育成強化資金

資金概要	国等の原資をもとに、農業を営む法人に対し長期・低利融資を行います。農林漁業金融公庫の直貸とJ Aからの転貸があります。
貸付対象者	農業法人（認定農業者除く）
資金使途	施設・機械整備、果樹等植栽・育成、家畜購入・育成、農地取得等
貸付利率	1.7%
貸付限度額	法人 5億円
融資率	80%
償還期限	25年以内（うち据置期間3年以内）
債務保証	転貸の場合、島根県農業信用基金協会の保証が可能

問合せ先 農林漁業金融公庫、J A
県隠岐支庁農林局・農林振興センター農業振興グループ

(3) 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）・・・「8. 制度資金」の内容に同じ

(4) 企業的農業法人育成推進利子補給事業・・・「8. 制度資金」の内容に同じ

(5) 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）・・・「8. 制度資金」の内容に同じ

参考資料

・ 作目別経営収支試算例

あくまでも試算例であり、必ずしも計算どおりになる訳ではありませんので、参考に留めて下さい。

	作目	露地・ハウス 作型	想定規模 (a、頭、羽)	収量	単価 (円)	粗収益 (円)	経費(円)		
							変動費	固定費	人件費
1	水稲 (中山間)	露地	300	16,200 kg	269.9	4,371,720	1,271,340	1,651,050	765,000
		移植栽培							
2	大豆 (全域)	露地 (乾燥委託)	800	24,000 kg	193.6	4,645,680	2,548,720	1,678,640	840,000
3	トマト (平坦地)	ハウス	28.8	31,680 kg	239.4	7,585,332	4,381,217	573,650	2,661,120
		半促成							
4	トマト (中山間)	ハウス	36.0	34,200 kg	324.7	11,105,280	5,948,838	1,377,140	3,578,400
		夏秋どり							
5	きゅうり (平坦地)	ハウス	21.6	25,920 kg	218.0	5,650,560	2,671,395	644,064	2,168,640
		半促成							
6	きゅうり (平坦地)	ハウス	21.6	17,280 kg	290.0	5,011,200	2,008,511	989,282	1,788,480
		抑制							
7	メロン (全域)	ハウス	36.0	10,080 kg	396.0	3,991,680	2,526,635	568,408	1,461,600
		半促成							
8	メロン (全域)	ハウス	36.0	9,360 kg	484.0	4,530,240	2,622,355	568,408	1,440,000
		抑制							
9	いちご (平坦地)	ハウス	21.6	10,800 kg	958.4	10,351,178	4,137,897	1,669,719	3,699,000
		促成							
10	いちご (平坦地)	ハウス	21.6	12,960 kg	931.5	12,071,635	4,726,143	2,726,313	3,703,104
		水耕栽培							
11	なす (全域)	露地	20.0	16,000 kg	249.6	3,994,000	1,836,536	345,408	1,873,000
		夏秋どり							
12	たまねぎ (平坦地)	露地	100.0	50,000 kg	94.0	4,700,000	3,293,740	392,220	1,779,000
		秋まき							
13	キャベツ (全域)	露地	120.0	48,000 kg	99.0	4,752,000	3,119,868	227,916	1,206,000
		秋冬どり							
14	ほうれんそう (中山間)	ハウス	21.6	2,160 kg	775.0	1,674,000	990,647	187,352	334,800
		夏まき							
15	ほうれんそう (全域)	ハウス	21.6	3,888 kg	502.0	1,951,776	1,235,375	168,631	367,200
		秋まき							
16	アスパラガス (全域)	露地	10.0	875 kg	910.6	796,775	355,549	189,920	350,000
		全期立茎							
17	ぶどう(デラ) (平坦地)	ハウス	20.0	3,200 kg	1,829.0	5,852,800	2,345,900	1,163,064	1,067,000
		早期加湿							
18	ぶどう(巨峰) (中山間)	ハウス	20.0	3,000 kg	870.0	2,610,000	708,220	903,078	894,000
		無加湿							
19	ぶどう(ピオーネ) (平坦地)	ハウス	20.0	3,000 kg	1,253.4	3,760,200	1,079,352	1,119,650	852,000
		準加湿							
20	かき(西条) (全域)	露地	70.0	14,000 kg	246.0	3,444,000	1,917,356	862,652	1,694,000

注) ・ a = 100m²、変動費 = 資材費 + 販売経費等、固定費 = 減価償却費 + 修繕費 + 負債利子、
人件費 = 時給1,000円 × 労働時間

- ・ 単価については、米、大豆等公定価格のある作目は公示価格、野菜、果樹、花き等の市場価格のある作目は出荷実績のある市場の近年5ヵ年間の平均単価
- ・ 固定費については、補助金を除いた圧縮額で計算している。

参考資料

(島根県農業経営指導指針より抜粋)

利益 (円)	労働時間 (hr)	作業体系及び月別所要労働時間												施設・機械等
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12月	
684,330	765.0				144	132	96	117	96	138	42			作業舎、ハウス、トラクター、田植機 コンバイン、乾燥機、糶摺機、等
421,680	840.0						304	120	112	144	0	160		作業舎、トラクター、播種機 コンバイン等
30,655	2,661.1	作業舎、パイプハウス、トラクター 動力噴霧器、灌水ポンプ等
200,902	3,578.4											作業舎、パイプハウス、トラクター 動力噴霧器、灌水ポンプ等
166,460	2,168.6												作業舎、パイプハウス、トラクター 動力噴霧器、灌水ポンプ、暖房機等
224,927	1,788.5													作業舎、パイプハウス、トラクター 動力噴霧器、灌水ポンプ等
564,962	1,461.6											作業舎、パイプハウス、トラクター 動力噴霧器、灌水ポンプ等
100,523	1,440.0													作業舎、パイプハウス、トラクター 動力噴霧器、灌水ポンプ等
844,562	3,699.0	260	187	605	739	367	210	190	121	165	278	197	381	作業舎、パイプハウス、トラクター 予冷库、電照設備、暖房機等
916,075	3,703.1	211	172	539	622	431	412	274	107	148	266	187	334	作業舎、パイプハウス、養液システム 予冷库、電照設備、暖房機等
60,944	1,873.0			32	28	36	274	422	432	406	183	60		作業舎、トラクター、動力噴霧器、 灌水ポンプ等
764,960	1,779.0	8	8	58	66	169	386	270	338	97	69	302	8	作業舎、乾燥施設、トラクター 高床式作業車、掘取機等
198,216	1,206.0	252						84	192	78	78	114	408	作業舎、トラクター 高床式作業車、掘取機等
161,201	334.8							97	99	104	35			作業舎、パイプハウス、トラクター 動力噴霧器、灌水ポンプ等
180,570	367.2									145	26	151	45	作業舎、パイプハウス、トラクター 動力噴霧器、灌水ポンプ等
98,694	350.0	12	12	0	25	34	54	78	68	33	9	8	17	作業舎、灌水ポンプ、冷蔵庫、 トラクター、動力噴霧器等
1,276,836	1,067.0	160	57	171	111	110	209	22	83	48	8	85	3	作業舎、パイプハウス、灌水施設、 動力噴霧器、暖房機、除草機等
104,702	894.0	1	1	132	66	110	134	6	307	22	5	109	1	作業舎、パイプハウス、灌水施設、 動力噴霧器、除草機等
709,198	852.0	4	134	34	129	114	50	130	159	14	10	61	13	作業舎、パイプハウス、灌水施設、 動力噴霧器、暖房機、除草機等
1,030,008	1,694.0	168	70	25	39	182	28	186	109	105	399	189	196	作業舎、動力噴霧器、除草機等

作物凡例 播種 定植 収穫
 野菜凡例 播種 採苗仮植 定植 収穫
 果樹凡例 発芽期 開花期 × 着果始め 着色始期 収穫期 落葉期
 花き凡例 挿し芽 定植 × 摘心 堀上 収穫・出荷
 加工凡例 加工期間

参考資料

作目別経営収支試算例

あくまでも試算例であり、必ずしも計算どおりになる訳ではありませんので、参考に留めて下さい。

作目	露地・ハウス 作型	想定規模 (a、頭、羽)	収量	単価 (円)	粗収益 (円)	経費(円)			
						変動費	固定費	人件費	
21	なし(ゴールド20) (全域)	露地	40.0	18,000 kg	203.0	3,654,000	1,655,660	719,620	1,912,000
22	なし(豊水) (全域)	露地	20.0	8,000 kg	233.8	1,870,400	1,095,564	431,486	656,000
23	くり (中山間)	露地	120.0	6,000 kg	493.0	2,958,000	1,092,864	638,592	1,296,000
24	いちじく(蓬菜柿) (海岸平地)	露地	30.0	4,200 kg	759.2	3,189,000	1,302,738	570,987	1,008,000
25	ブルーベリー (中山間)	露地	30.0	1,800 kg	1,185.0	2,133,000	639,651	539,304	709,500
26	葉わさび (中-山間地)	ハウス	10.8	1,620 kg	830.0	1,655,424	721,604	266,925	473,040
27	きく (全域)	ハウス 8月出し	10.0	35,000 本	64.0	2,240,000	863,197	540,991	717,000
28	小ぎく (中山間)	露地 8月出し	10.0	30,000 本	35.8	1,074,000	476,915	278,139	562,000
29	ばら(スプレイ) (全域)	ハウス ロックウール栽培	32.0	288,000 本	111.4	32,083,200	16,046,336	8,659,882	4,380,800
30	スターチス(HB) (平地)	ハウス 春秋出し	7.2	15,955 本	85.1	1,357,788	816,239	197,386	373,680
31	トルコギキョウ (中山間)	ハウス 8~10月出し	10.0	32,000 本	100.0	3,200,000	964,862	615,848	943,000
32	スイセン(球根) (平地)	露地	50.0			5,130,000	4,488,990	132,745	1,550,000
33	シクラメン (全域)	ハウス 11~12月出し	27.0	24,300 鉢	667.0	16,208,100	11,821,699	1,774,508	6,467,850
34	子牛生産	舎飼	100	80 頭	372,187.5	29,775,000	14,171,100	6,417,220	5,370,000
35	繁殖・肥育一貫	舎飼	繁殖20 肥育16	子牛 7頭 肥育10頭		10,639,680	5,798,460	1,931,877	1,513,000
36	肥育	舎飼	100	100 頭	512,862.0	51,286,200	43,535,100	3,658,488	3,118,000
37	採卵鶏	舎飼	50,000			162,801,336	111,547,274	32,890,896	11,920,000
38	養豚	舎飼	200			141,315,680	99,316,360	25,674,339	8,000,000
39	平餅	加工品		10,000 kg	700.0	7,000,000	4,326,500	401,953	2,700,000
40	豆腐	加工品		54,000 丁	105.0	5,670,000	3,192,100	222,040	2,700,000

注) ・ a = 100m²、変動費 = 資材費 + 販売経費等、固定費 = 減価償却費 + 修繕費 + 負債利子、
人件費 = 時給1,000円 × 労働時間

- ・ 単価については、米、大豆等公定価格のある作目は公示価格、野菜、果樹、花き等の市場価格のある作目は出荷実績のある市場の近年5ヵ年間の平均単価
- ・ 固定費については、補助金を除いた圧縮額で計算している。

参考資料

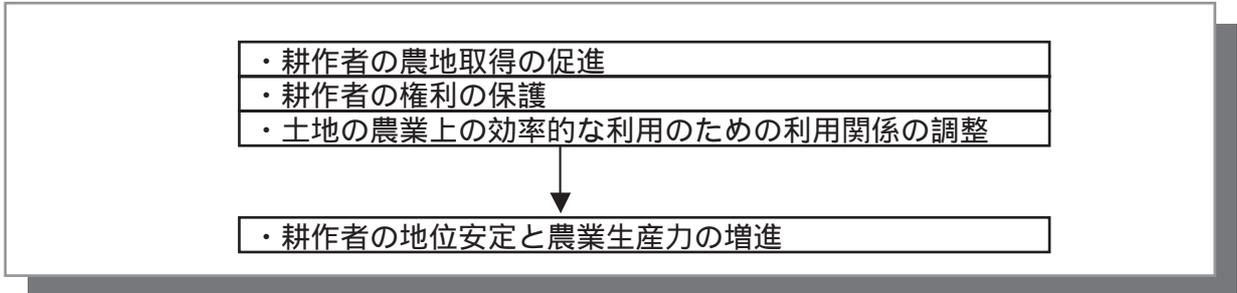
(島根県農業経営指導指針より抜粋)

利益 (円)	労働時間 (hr)	作業体系及び月別所要労働時間												施設・機械等
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12月	
633,280	1,912.0	100	102	68	182	474	400	32	106	210	62	52	124	作業舎、なし棚、灌水施設 動力噴霧器、除草機、受粉用具等
312,650	656.0	68	65	26	67	79	87	30	14	103	3	28	86	作業舎、網掛け兼用棚、動力噴霧器 除草機、受粉用具等
69,456	1,296.0	54	102	0	36	30	66	78	114	336	180	36	264	作業舎、動力噴霧器、除草機等
307,275	1,008.0		92	3	12	35	32	29	113	438	191	12	54	作業舎、防風ネット、灌水施設 動力噴霧器等
244,545	709.5	2	54	2	2	9	152	332	126	8	2	11	14	作業舎、防鳥ネット等
193,855	473.0	84	111	92	60	0	0	0	0	0	100	5	19	作業舎、パイプハウス、灌水ポンプ トラクター、動力噴霧器等
118,812	717.0	x	作業舎、パイプハウス、灌水ポンプ 電照設備、トラクター、予冷库等
243,054	562.0	x	作業舎、トラクター、動力噴霧器等
2,996,182	4380.8	243	243	310	467	480	387	358	358	435	438	368	291	作業舎、井戸、鉄骨ハウス、養液シス テム、暖房機、選花機、保冷库等
29,517	373.7	1	15	22	32	47	75	6	30	24	59	48	15	作業舎、パイプハウス、灌水ポンプ、 トラクター、動力噴霧器等
676,290	943.0		24	49	103	110	97	38	176	184	153	10		作業舎、パイプハウス、灌水ポンプ、 トラクター、動力噴霧器等
1,041,735	1,550.0	15	5	105	5	25	400	190	450	0	145	205	5	乾燥場、トラクター、植付機 堀取機、選別機、動力噴霧器等
3,855,956	6,467.9	116	34	144	323	182	348	500	381	975	1058	1134	1273	作業舎、パイプハウス、ベンチ、暖房 機、用土混合機、ホークリフト等
3,816,680	5,370.0	375	405	375	375	675	465	405	675	465	405	375	375	畜舎、堆肥舎、農機具舎、トラック トラクター、飼料生産機械、繁殖牛等
1,396,343	1,513.0	97	106	97	96	217	132	109	221	132	109	96	101	畜舎、堆肥舎、農機具舎、トラック トラクター、飼料生産機械、繁殖牛等
974,612	3,118.0	264	224	264	254	264	254	264	264	269	274	259	264	畜舎、堆肥舎、農機具舎、飼料庫 トラック、トラクター、飼料攪拌機等
6,443,166	11,920.0													雛舎、成鶏舎、洗卵・保管施設、 鶏糞処理場、自動集卵機、洗卵機等
8,324,981	8,000.0													豚舎、堆肥舎、浄化槽、自動給餌機、 発電機、堆肥攪拌機等
428,453	2,700.0													洗米機、餅つき機、餅切機、包装機等 (建屋含まず)
444,140	2,700.0													豆擦り機、油圧搾り機、回転釜、包 装機等 (建屋含まず)

作物凡例 播種 定植 収穫
 野菜凡例 播種 採苗仮植 定植 収穫
 果樹凡例 発芽期 開花期 × 着果始め 着色始期 収穫期 落葉期
 花き凡例 挿し芽 定植 × 摘心 堀上 収穫・出荷
 加工凡例 加工期間

■ ■ ■
 . 農地法

農地に関する各種法律や制度の基本



農地法は、耕作者自らが所有することを最も適当であると認め、耕作者の権利を守る法律です。同時に、農地の効率的な利用を図り、農業の生産性を高めることを目的としています。このため、所有の権利を認めている反面、農地の所有者はその利用についての確な耕作も義務付けられているといえます。いろいろな農地の流動化、有効利用を促進する法律や制度は、この農地法の考え方を踏まえてつくられています。ですから、各種制度を活用するためにも基本となる農地法をよく知っておくことが大切です。

1 . 農地とは

「農地」とは「耕作の目的に供される土地」のことです。（法第2条）その土地が農地であるか否かは、その土地の事実状態によって判断します。これを「現況主義」といいます。従って、その土地が耕作の目的に供されている限り、登記簿の地目が山林等の非農地であっても農地として扱われ、農地法の対象となります。

2 . 農地の売買・貸借は許可制

耕作目的で農地の売買・貸借等を行うときは、原則として農業委員会の許可（住所地以外の市町村の農地を取得する場合は知事）が必要です。

この許可を受けずに行った農地の移動は無効です（法第3条1・4項）。

農地の売買登記申請には、この許可証を添付しなければなりません。

また、許可できるのは農地の譲受人が次の表4 - 3 - 1に該当する場合のみです。

表4 - 3 - 1

農地法第3条の許可要件
1 . 取得後、耕作の事業に供すべき農地のすべてを耕作する場合(2号)
2 . 法人の場合は、農業生産法人である場合(2号の2)
3 . 農地の取得者が取得後農作業に常時従事する場合(4号)
4 . 取得の結果、農地面積の合計が50a以上になる場合(5号)
5 . その農地を効率的に利用して耕作することができる場合(8号)

3. 農地の転用には許可が必要です

農地の転用には、農地の所有者が自ら農地を転用する(法4条)場合と、農地等を転用するために所有権等の権利を設定、または移転する(法5条)場合の2種類があります。両方とも都道府県知事(4haを超える場合は農林水産大臣)の許可を受けなければなりません。許可を受けずに転用した場合は無効です。

また都市計画法に基づく市街化区域内の農地を転用する場合は、農地法の許可は必要ありませんが、あらかじめ農業委員会へ届け出ることとされています。

転用の許可の判断については、「農地転用許可基準」が定められています。また、市街化調整区域内の農地の転用については、都市計画法の関連からその転用目的等について厳しい基準が定められています。

4. 耕作権は厳重に守られています

農地の賃貸借については、その耕作者の地位の安定と効率的な土地利用を図るため、以下のような規定が設けられています。

(1) 賃貸借の法定更新

一般に民法では、期間の定めのある賃貸借はその期間の満了によって終了しますが、農地法では、農地等の賃貸借で期間の定めのあるものは当事者がその期間満了の原則として1年前から6カ月前までの間に、相手方に対し更新拒絶の通知をしない限り、期間満了と同時に、従前と同一の条件でさらに賃貸借をしたものとみなされ、賃貸借関係が継続します(法19条)。

(2) 小作地返還の許可制

農地等の賃貸借の解除、解約、合意解約又は更新拒絶をしようとする当事者は、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。この許可を受けないで行ってもそれは無効です。

許可を要しないものは表4-3-2の場合だけです(法19条)。

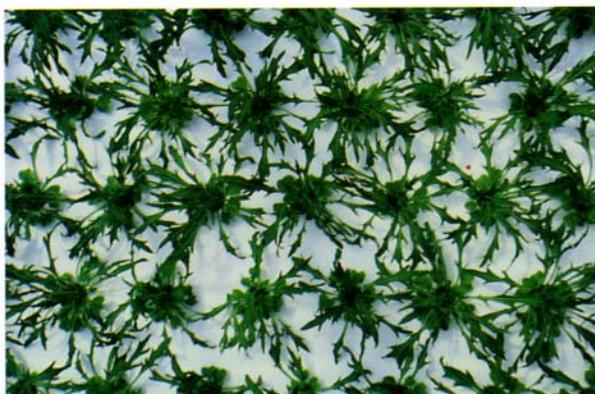
表4-3-2

許可を要しない小作地の解約

1. 小作地の返還が民事調停によって合意解約される場合
2. 合意による解約が、農地を引き渡すことになっている日以前6カ月以内に成立した合意で文章によって合意が明らかな場合
3. 農地信託事業に係る場合
4. 10年以上の定期賃貸借の更新拒絶の通知がある場合
5. 水田裏作を目的とする賃貸借の更新拒絶の通知がある場合
6. 草地利用権、特定利用権の解除の場合
7. 農業経営基盤強化促進法の利用権等設定促進事業による利用権に係る賃貸借

関係機関連絡先一覧

		電話
農 林 水 産 部	島根県庁代表	0852-22-5111
	県庁農業経営課 企業参入促進スタッフ	0852-22-6860
	浜田農林振興センター 企業参入促進スタッフ	0855-29-5626
	いわみぶらっと 農業参入石見相談コーナー	0855-23-0860
	隠岐支庁農林局総合支援担当	08512-2-9633
	〃 農業振興グループ	08512-2-9638
	松江農林振興センター総合振興担当	0852-32-5644
	〃 農業振興グループ	0852-32-5646
	木次農林振興センター総合振興担当	0854-42-9527
	〃 農業振興グループ	0854-42-9535
	出雲農林振興センター総合振興担当	0853-30-5547
	〃 農業振興グループ	0853-30-5557
	川本農林振興センター総合振興担当	0855-72-9545
	〃 農業振興グループ	0855-72-9552
	浜田農林振興センター総合振興担当	0855-29-5586
	〃 農業振興グループ	0855-29-5593
	益田農林振興センター総合振興担当	0856-31-9578
	〃 農業振興グループ	0856-31-9581
	県農業技術センター	0853-22-6650
	他	県庁土木総務課建設産業対策室
団体	財団法人 しまね農業振興公社	0852-20-2871
J A 営 農 部 門	JAくにびき営農部	0852-55-3030
	JAやすぎ営農部	0854-28-7800
	JA雲南営農部	0854-42-9115
	JAいずも営農総合センター	0853-21-6042
	JA斐川町営農部	0853-73-9615
	JA石見銀山農産課	0854-84-9058
	JA島根おおち営農部	0855-83-1623
	JAいわみ中央営農部	0855-22-8812
	JA西いわみ営農部	0856-23-1911
	JA隠岐経済部	08512-2-1133
	JA隠岐どうぜん本所	08514-7-8005
	金 融 機 関	JAくにびき信用部
JAやすぎ融資課		0854-22-3752
JA雲南信用部		0854-42-9110
JAいずも金融部		0853-21-6022
JA斐川町信用部		0853-73-9610
JA石見銀山金融課		0854-84-9053
JA島根おおち金融共済部		0855-83-1803
JAいわみ中央融資審査課		0855-22-8816
JA西いわみ金融部		0856-22-8680
JA隠岐金融共済部		08512-2-1132
JA隠岐どうぜん本所		08514-7-8005
島根県信用農業協同組合連合会		0852-31-3538
農林漁業金融公庫松江支店		0852-26-1138
山陰合同銀行融資部		0852-55-1100
島根銀行		0854-24-1234
みずほ銀行松江支店		0852-21-5201
鳥取銀行松江支店		0852-21-5196
広島銀行松江支店		0852-26-5151
山口銀行益田支店		0856-23-6821
しまね信用金庫		0852-23-2500
島根中央信用金庫		0854-82-0740
日本海信用金庫		0855-22-1850
津和野信用金庫		0856-72-1111
米子信用金庫松江支店		0852-23-7711
出雲信用組合		0853-21-1750
島根益田信用組合		0856-22-3030
信用組合広島商銀松江支店		0852-21-9718
朝銀西信用組合島根支店	0853-21-5445	
商工組合中央金庫松江支店	0852-23-3131	
共 済 組 合	島根県東部農業共済組合	0852-21-6024
	出雲広域農業共済組合	0853-22-1478
	石見農業共済組合	0854-82-0656
	石西地区農業共済組合	0856-23-1950
	隠岐広域連合	08512-2-0614
そ の 他	島根県農業会議	0852-22-4471
	中国四国農政局島根農政事務所	0852-24-7311
	農林水産消費技術センター岡山センター	086-222-6926



企業の農業参入マニュアル(改訂版)

監修・発行 平成17年3月
財団法人しまね農業振興公社
〒690-0888 島根県松江市北堀町15番地
電話 0852-20-2871
島根県農林水産部農業経営課
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
電話 0852-22-6860
